



令和4年度

重要要望書

 福井市

福井市政の推進につきましては、日ごろから格別のご指導とご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

今年度は、本市が平成29年度から進めてきた第七次福井市総合計画の総仕上げの年となります。総合計画に掲げる将来都市像「みんなが輝く 全国に誇れる ふくい」の実現に向け、各種施策を全力で押し進めているところです。

さて、本市では5月8日から県内のトップを切って、一般高齢者を対象とした新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を開始いたしました。

感染症収束への切り札であるワクチン接種について、希望される方の接種機会を確保し、出来るだけ早く確実に接種できるよう、取組を進めております。

また北陸新幹線福井開業については、令和5年春から延期されることが国から示されましたが、地域間格差を拡大させることのないよう令和5年度末までの開業を確実なものとする必要があります。

本市としても、これまでの取組を停滞させることなく、引き続き様々なプロモーションに取り組み、全国屈指の住みよさを誇る福井の豊かさをしっかりと情報発信するなど、開業準備を着実に進めてまいります。

本市の輝く未来と「全国に誇れるふくい」の実現が着実に推進できるよう、本重要要望書に掲げた事項について、令和4年度の予算編成及び政策決定などにおきまして、特段のご配慮をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和3年 7月

福井市長 **東村新一**

特 別 重 要 要 望

感染症対策

■ 感染症対策に関すること

- 国 新型コロナウイルス感染症に係る経済対策について P1
- 県 国 新型コロナワクチン接種に係る健康被害救済について P2

都市機能

■ 北陸新幹線に関すること

- 県 並行在来線に係る財政負担の軽減について P3
- 県 国 北陸新幹線の整備促進について P4
- 県 国 北陸新幹線開業遅延に伴う影響の軽減について P5

■ 公共交通に関すること

- 国 J R 越美北線など地方交通線の維持に向けた支援について P6

■ 中心市街地のまちづくりに関すること

- 県 県都のまちづくりに関する取組の強化について P7

地方創生

■ 人材還流に関すること

- 国 地方への若者人材還流のための施策推進について P8

■ 地方財政に関すること

- 国 地方財政の充実強化について P9

福祉・保健

■ 子育て福祉に関すること

- 県 子ども医療費助成制度における補助対象年齢の拡大について P10
- 県 保育士の更なる処遇改善に向けた取組や、低年齢児の受入れに対する支援について P11
- 国 保育士の更なる処遇改善に向けた取組について P12

観光・商工

■ 観光振興に関すること

- 県 北陸新幹線福井開業に向けた集中的かつ戦略的なプロモーションの推進について P13

農林水産業

■ 林業に関すること

- 県 大規模工場の誘致による木材加工体制の強化について P14

建設・生活インフラ

■ 道路に関すること

- | | | | |
|----|--------|-------------------------------|-----|
| 県国 | 一般県道 | 清水麻生津線〔新日野川橋（仮称）〕建設の早期事業化について | P15 |
| 県 | 都市計画道路 | 川西国道線の県道認定について | P16 |
| 県 | 都市計画道路 | 福井縦貫線の未整備区間の着手について | P17 |

■ 河川、砂防、海岸、港湾に関すること

- | | | | |
|---|--------------------|---------|-----|
| 県 | 河川改修事業（都市基盤河川改修事業） | 馬渡川について | P18 |
| 県 | 河川改修事業（広域河川改修事業） | 江端川について | P19 |

教育

■ 教育環境に関すること

- | | | |
|---|-------------|-----|
| 県 | 教育環境の充実について | P20 |
|---|-------------|-----|

感染症対策

■ 感染症対策に関すること

- 県 新型コロナウイルス感染症対策の推進について P21

都市機能

■ 北陸新幹線に関すること

- 国 並行在来線への支援について P22
 県 国 北陸新幹線敦賀開業時の利便性確保について P22

■ 公共交通・交通安全に関すること

- 県 キャッシュレス決済の拡充について P23
 県 高齢者を交通事故から守る社会づくりについて P24
 県 国 地域バス交通の維持に向けた補助金の拡充について P25
 県 国 地域鉄道の安全性確保、安定経営に向けた支援について P26

生活・防災

■ 原子力災害に関すること

- 県 国 原子力災害対策指針等における具体的な対策や方針について P27
 県 国 原子力事業者との安全協定の在り方について P27
 県 国 原子力発電所に関する説明・情報提供について P28

■ 環境に関すること

- 県 国 ごみ処理施設整備に対する支援について P28

■ 自治体DXに関すること

- 県 自治体DXを推進するための支援について P29

福祉・保健

■ 子育て福祉に関すること

- 国 支援対象児童等見守り強化事業について P30
 県 国 教育・保育に関する地域の拠点となる公立施設の整備に対する財政支援制度の創設について P30

■ 介護・長寿福祉に関すること

- 県 社会を支える介護人材の確保について P31

■ 保健・衛生に関すること

県	国民健康保険財政への支援について	P31
県	骨髄等の提供に対する機運醸成のための施策の実施について	P32
県 国	広域的かつ統一的な骨髄バンク支援制度の創設について	P32

■ 観光・商工

■ 観光振興に関すること

県	福井・永平寺周遊滞在型観光推進計画の推進に係る支援について	P33
県	越美北線を活用した観光誘客について	P33
県	観光二次交通の充実について	P34

■ 商工振興に関すること

県	人材不足分野の雇用の安定化について	P34
国	人材不足分野の雇用の安定化について	P35
国	地域における創業支援等事業に対する支援について	P35
国	ポストコロナに向けた中小企業の設備投資への支援について	P36

■ 農林水産業

■ 農業、林業、水産業に関すること

県	スマート技術導入の普及支援について	P37
県	新規就業者への支援について	P38
県 国	造林補助申請に係る確認手続きの簡素化と作業道整備への支援の拡充について	P39

■ 有害鳥獣に関すること

県	越前海岸地区における越前水仙の保護対策について	P40
県	捕獲獣の広域的な処理施設等の整備について	P41
県 国	野生鳥獣の個体数調査方法の確立と調査の実施について	P41

■ 農村基盤に関すること

県 国	農業の競争力強化対策の推進について	P42
	農業競争力強化農地整備事業（県営）清水山地区	
県 国	農村地域の防災減災対策の推進について	P42
	農村地域防災減災事業（県営）合谷地区	
県 国	農業の競争力強化対策の推進について	P43
	農業競争力強化農地整備事業（団体営）合谷地区	
県 国	農地の耕作条件改善の推進について	P43
	農地耕作条件改善事業（団体営）高屋地区	
県 国	農村地域の防災減災対策の推進について	P44
	農村地域防災減災事業（県営）滝波地区	
県 国	農業集落排水の安定的な運用について（下味見地区）	P44

建設・生活インフラ

■ 道路に関すること

県 国 一般県道 徳光福井線バイパスの早期整備について P45

■ 河川、砂防、海岸、港湾に関すること

県 河川改修事業（芳野川・大森川）について P45

県 県単急傾斜地崩壊対策事業について P46

■ 水道、下水道に関すること

国 地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応について P46

県 国 水道施設の耐震化事業に対する支援について P47

県 国 下水道施設の改築更新に対する支援について P48

教育

■ 教育環境に関すること

県 国 A L T 配置に対する支援について P49

県 国 特別支援教育充実のための人員の配置について P50

県 国 栄養教諭・学校栄養職員の配置基準見直しについて P51

財源確保、事業推進等に係る要望

都市機能

- 北陸新幹線に関する事 P52
- 中心市街地のまちづくりに関する事 P52
- 公共交通に関する事 P52

生活・防災

- 大雪等に関する事 P52
- 環境に関する事 P53

福祉・保健

- 子育て福祉に関する事 P53
- 障がい福祉に関する事 P53
- 介護・長寿福祉に関する事 P53
- 保健・衛生に関する事 P54

農林水産業

- 農業に関する事 P54
- 林業・水産業に関する事 P54
- 有害鳥獣に関する事 P55
- 農村基盤に関する事 P55

建設・生活インフラ

- 道路に関する事 P56
- 河川、砂防、海岸、港湾に関する事 P57
- 住宅に関する事 P59
- 公園に関する事 P59
- 水道、下水道に関する事 P59

教育

- 児童生徒に関する事 P59

巻末資料

農林水産業

- 農村基盤に関する事 資料(1)

建設・生活インフラ

- 道路に関する事 資料(2)
- 河川、砂防、海岸、港湾に関する事 資料(3)

■ 特別重要要望

感染症対策

■ 感染症対策に関すること

【総務省 / 財務省】

国 新型コロナウイルス感染症に係る経済対策について

(要望)

新型コロナウイルスの影響により、甚大な損失を被った市民や中小事業者等に対して、切れ目なく追加の経済対策を講じること

(現状)

新型コロナウイルス感染症の拡大は、長期間にわたって継続しており、飲食業や観光業等を始め、幅広い業種の経営に大きな影響を及ぼしています。特に小規模、零細企業への影響は深刻です。

また、コロナ禍による企業の経営悪化に伴い、休業や失業を余儀なくされるなど、生活に困窮する市民が増加しており、本市の生活困窮者に対する相談窓口では、令和2年度は、元年度の約1.6倍もの相談を受け付けました。

(課題)

新型コロナウイルス感染症の拡大により、資金力が乏しい中小事業者等への影響は、長期化が懸念されます。

企業経営の悪化により、本市税収は引き続き減収となる見込みが高いことから、財源不足が危惧されています。

【参考】

本市の生活困窮者相談窓口(自立サポートセンター「よりそい」)での相談実績(延べ件数)

平成30年度	令和元年度	令和2年度
1,869件	2,095件	3,324件

< 財政部財政課 >

県 国 新型コロナワクチン接種に係る健康被害救済について

(要望)

新型コロナウイルスワクチン接種の副反応による健康被害が発生した場合、迅速に審査を行い、被害を受けた方に対し速やかな救済措置を講じること

(現状)

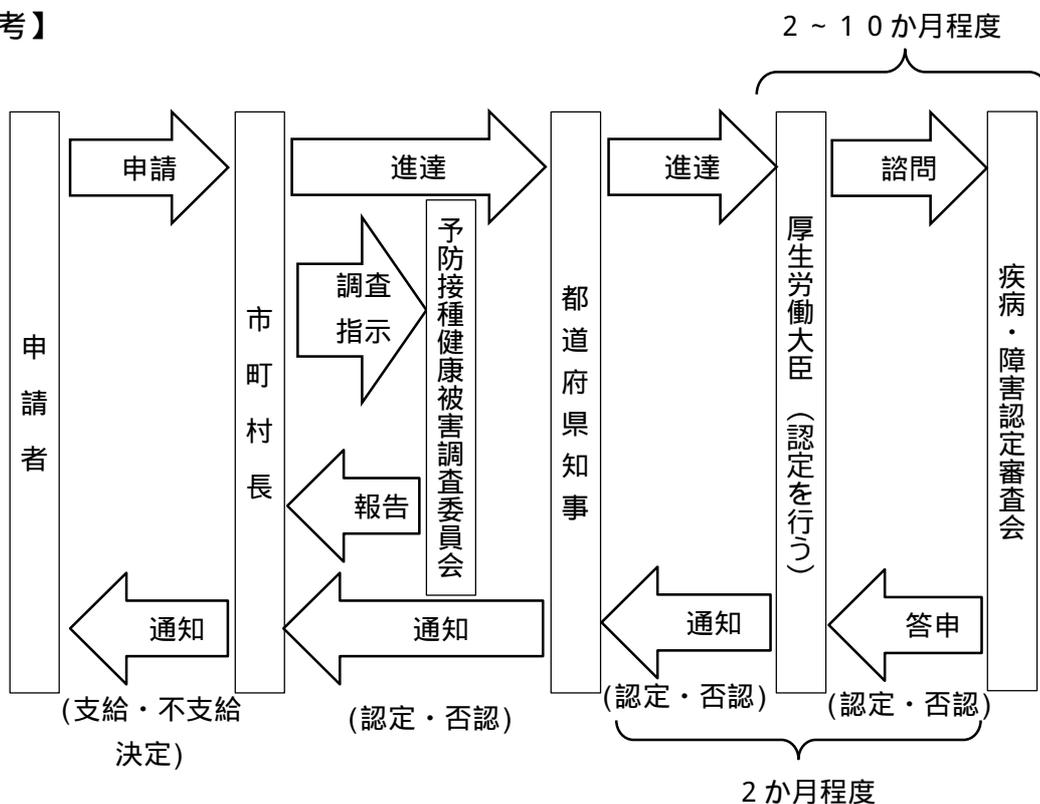
新型コロナウイルスワクチン接種は、予防接種法第6条第1項及び第2項に基づく臨時接種であることから、同法第15条第2項及び同法施行令第9条に基づき、接種により生じた健康被害が当該接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合、市町村が健康被害に対する給付を行います。

(課題)

健康被害救済の申請は、まず市町村長に対して行われ、その後都道府県知事から厚生労働大臣へ進達され、厚生労働大臣が疾病・障害認定審査会に諮問し、その答申を受け認定を行います。

申請書類の確認や追加資料の提出が必要なため、通常、国が申請を受理してから、疾病・障害認定審査会における審議結果を都道府県知事に通知するまで、4～12か月程度の期間を要しますが、救済制度の趣旨を鑑み、より迅速な認定が求められます。

【参考】



< 福祉保健部ワクチン接種推進課 >

■ 北陸新幹線に関すること

[地域戦略部並行在来線課]

県 並行在来線に係る財政負担の軽減について

(要望)

並行在来線における大規模な設備投資については、経営に大きな負担となることから、初期投資に準じ県が責任をもって支援し、市町負担の軽減を図ること

並行在来線の地方負担軽減のため、開業後の赤字補填や運営経費への支援など財政支援措置を講じるよう国に強く働きかけること

県、並行在来線会社による利用促進策の積極的な実施と市町が実施する利用促進策に対して財政支援をすること

(現状)

北陸新幹線の開業遅延に伴い、並行在来線の開業も1年遅れることとなりましたが、円滑な開業に影響がないよう、経営計画の策定など準備を進めているところです。

しかしながら、全国の並行在来線会社の多くが赤字経営となる中、本県においても厳しい経営となることが予測されており、多額の地方負担が見込まれています。

開業後の負担軽減を図るためには、老朽化した駅舎の改修など利便性向上を図り、利用者を増やすなど、収益向上につながる利用促進策が求められています。

(課題)

並行在来線は地域住民の交通手段であるとともに、貨物鉄道の広域ネットワークの一部も担っていることから、国の支援が必要不可欠なため、並行在来線関係道県協議会をはじめ様々な機会を通じ、県は国に財政支援を強力に求める必要があります。

また、県は、開業後の経営安定に向け、収益向上につながる利用促進策を市町と十分協議しながら積極的に実施するとともに、「並行在来線の取扱いに関する基本方針」を踏まえ、沿線市町の負担軽減に配慮しなければなりません。

[地域戦略部新幹線建設推進課]

【国土交通省 / 総務省 / 財務省 / 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構】

県 国 北陸新幹線の整備促進について

(要望)

金沢・敦賀間について、工事工程の管理を徹底し、一日も早い開業を実行すること
金沢・敦賀間の建設財源について、貸付料の活用や国費の更なる増額も含め十分に確保するとともに、より一層のコスト縮減と地方負担の更なる軽減を図ること

敦賀・大阪間について、令和5年度当初に着工できるよう必要な財源を早急に確保するとともに、環境アセスメントを確実に進め、北海道新幹線札幌開業(令和12年度末)頃までに大阪までのフル規格による全線開業を実現すること

(現状)

北陸新幹線は、地方への経済波及効果が大きく、投資効果に優れ、地方創生の推進や日本経済の再生に大きく貢献することから、本市発展にとって必要不可欠なものです。

また、災害時等に現行の太平洋側中心の高速交通網の代替補完機能を有し、国土の均衡ある発展に寄与します。

金沢・敦賀間については、令和3年3月末、工事实施計画の変更認可により、工期の1年遅延と事業費が2,658億円増加されました。

敦賀・大阪間については、本年2月に「与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム敦賀・新大阪間整備委員会」が開催され、財源確保等の議論が始まったところです。

(課題)

金沢・敦賀間については、一日も早い開業を実行するとともに、事業費の一層のコスト縮減と地方負担の更なる軽減を図る必要があります。

敦賀・大阪間については、令和5年度当初に着工できるよう建設財源を早急に確保するとともに、環境アセスメントを確実に進め、早期に大阪までの全線開業を実現する必要があります。

【参考】

平成27年1月14日 「平成34年度末の完成・開業を目指す」ことを政府・与党申合せ

平成31年3月29日 金沢・敦賀間の工事实施計画の変更認可(工事費:2,263億円増加)

令和3年3月31日 金沢・敦賀間の工事实施計画の変更認可

(工事完了予定時期:令和5年度末、工事費:2,658億円増加)

[地域戦略部新幹線建設推進課、並行在来線課 / 土木部都市計画課]
【国土交通省 / 財務省 / 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構】

県 国 北陸新幹線開業遅延に伴う影響の軽減について

(要望)

北陸新幹線の開業遅延に伴い、計画的に進めている事業等への影響による新たな経費負担を極小化するため、政府を挙げて適切な支援措置を講じること

新幹線福井駅舎と一体的に整備する拡張施設(仮称：観光交流センター)については、新幹線開業までの期間、施設の有効活用や管理運営費などのソフト事業に関する追加経費に対し、新たな財政支援制度の創設等により確実に支援すること

並行在来線に与える影響については、新たな地方負担が生じないよう、国の責任において全額措置すること

(現状)

これまで令和5年春の開業を見据え、福井駅周辺をはじめとする様々なまちづくりに計画的に取り組んできましたが、昨年末、工事遅延による開業延期と、再び事業費が2,658億円増嵩するという、受け入れ難い状況となりました。

沿線自治体における開業遅延による影響については、まちづくりや観光・イベントにとどまらず、市民生活や税収等にまで多方面に及ぶこととなります。

国は、沿線地域で進められている事業等への影響を軽減するため、関係地方自治体等の要望を踏まえ、あらゆる課題に国土交通省を挙げて対応するなど地方における負担感の極小化に努力することを示しています。

(課題)

北陸新幹線の開業1年遅延に伴う影響により、計画的に進めている事業への新たな財政負担等が必要となります。

特に、開業を見据え行ってきたプロモーション事業については、開業遅延により実施期間が延長となり、新たな財政負担が発生しています。

また、福井駅東口に合築する拡張施設(仮称：観光交流センター)は、完成する令和5年1月から新幹線開業までの期間(1年2か月)有効活用のための事業や維持管理経費などに係る追加費用が必要となることから、これらの追加費用に対する国の適切な支援措置が必要不可欠です。

さらに、開業遅延に伴い並行在来線会社が負担する追加経費は、経営に大きな影響となることから、国の責任において全額措置することが必要です。

【参考】令和2年12月15日 第33回与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム開催

・「北陸新幹線の取扱いに関する決議」

令和2年12月16日 第34回与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム開催

・「北陸新幹線の取扱いについて」(国土交通大臣)

< 都市戦略部新幹線整備課 >

< 総務部未来づくり推進局新幹線プロモーション課 >

■ 公共交通に関すること

[国土交通省]

国 JR 越美北線など地方交通線の維持に向けた支援について

(要望)

JR 越美北線など地方交通線の将来にわたる安定的な維持・存続を図るため、鉄道事業全体の損益に関わらず、路線ごとの収支差に応じた減収補填制度を創設するなど、鉄道事業者の内部補助に頼らない制度を構築すること

日常生活に欠かせない交通基盤を維持するため、減便や駅の無人化等について、地域と十分協議を行い慎重に判断するよう鉄道事業者を指導するなど、国として積極的に関与していくこと

(現状)

JR 越美北線は、地域の重要な交通機関として、通勤や通学での利用だけでなく高齢者の貴重な移動手段として、地域の人々の暮らしを60年にわたり支え続けてきました。

本市としても、これまで、沿線である大野市や福井県とともに、「越美北線と乗合バスに乗りこむ会」を設置するなど、利用促進を積極的に推進してきました。

さらに、令和6年春の北陸新幹線福井駅開業に係る観光客の二次交通として期待されているため、本市では、令和3年3月には、JR西日本金沢支社、福井県、大野市とともに、「越美北線の観光利用促進に関する連携協定」を締結するなど、今後も利用促進に向けた様々な事業を行っていく予定です。

(課題)

長期化している新型コロナウイルス感染症の影響によって、JR西日本では、収益の柱である新幹線や大都市圏での利用が激減し、これまで内部補助で成り立ってきた地方交通線を将来にわたって維持することが困難になってきています。

そのため、鉄道事業者の内部努力だけに頼るのではなく、国としても、路線ごとの減収補填制度を創設するなど積極的な関与が必要であり、支援なしでは、地方交通線の維持存続を行うことは難しい状況になっています。

< 都市戦略部地域交通課 >

■ 中心市街地のまちづくりに関すること

[地域戦略部交通まちづくり課 / 土木部道路保全課、都市計画課]

県 県都のまちづくりに関する取組の強化について

(要望)

経済界、県、市で組織する「県都にぎわい創生協議会」における議論を踏まえ、民間のプレーヤーが活動しやすい環境整備や、官民連携のまちづくりの仕組みづくりを市と一緒に担うこと

魅力ある県都の玄関口の形成のため、中央大通り、東大通りなどの再整備の推進や、将来の福井城址の活用に向け、長期的な議論を進めつつ、短期的な活用策の検討など、県都のまちづくりの骨格の整備を進めること

(現状)

令和2年7月に、県都のまちづくりについて議論するため、経済界と県、市により「県都にぎわい創生協議会」が設立されました。

協議会には、エリアマネジメント部会と、新幹線開業準備部会が設置されました。

エリアマネジメント部会は、商業者や民間企業、再開発事業者などのメンバーで構成され、民間の発想を活かした県都の魅力の創出を図ります。

新幹線開業準備部会は、福井駅周辺の利便性向上や、おもてなしの機運醸成などについて、官民が一体となって取り組むこととしています。

今後、中長期のまちづくりについて「グランドデザイン」としてとりまとめることとしています。

(課題)

福井駅周辺においては、平成28年のハピリンの開業や、福井駅周辺土地区画整理事業等による駅前広場の整備や路面電車の延伸など、行政によるハード整備が着実に進められてきました。

今後は、活発化している民間主体の再開発の動きに合わせ、商業者や企業等により、北陸新幹線福井開業の効果を最大限に活かすための経済活動が重要であり、民間主体のエリアマネジメント活動の充実が必要です。

さらに、福井城址などの本市の歴史的な資源の魅力向上や、中央大通り、東大通り、御本丸大手町線などの道路整備を進め、これらの公共空間を活用し、コロナ禍においても屋外空間を歩いて楽しむことのできる、ウォークアブルな空間整備が必要となっています。

< 都市戦略部都市整備課 >

地方創生

■ 人材還流に関すること

【内閣府】

国 地方への若者人材還流のための施策推進について

（要望）

東京圏から地方への若者人材還流と地元定着を着実に促進する施策の強化及び地方の施策推進のための財政支援の更なる充実を図ること

（現状）

国は、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標のひとつに「地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる」を掲げ、地方への移住・定着の推進と、地方とのつながりの構築に取り組み、2024年度までに地方と東京圏との転入・転出を均衡させることを目指しています。

しかしながら、東京圏への転入超過数は、コロナ禍の影響もあり減少しているものの、2020年で約9万8千人と超過の状況が続いています。

こうしたことから、地方への人材還流を促進させるため、更なる施策の強化が必要です。

（課題）

本市では、東京圏をはじめ全国からのUターン促進に向けて、移住に係る経済的負担の軽減や就職のサポート、住まいの支援のほか、関係人口の増加に向けて全国から若者人材を呼び込むプロジェクトなど様々な施策を展開しています。

しかしながら、地方の取組だけでは持続的な人材還流につなげることは容易ではなく、国が先頭に立ってあらゆる施策を総動員するとともに、地方創生交付金や移住支援金制度などの財政支援の充実を図り、地方への人材還流を促進する必要があります。

【参考】

東京圏への転入超過数の推移



< 総務部未来づくり推進局まち未来創造課 >

■ 地方財政に関すること

【総務省 / 財務省】

国 地方財政の充実強化について

(要望)

地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を実現すること

地方の財政需要を地方財政計画への確に反映し、地方交付税の法定率の引上げにより、臨時財政対策債に依存しない制度を確立すること

公共施設の統廃合や廃止、長寿命化への取組に対する十分な財政措置をすること

減収補填債の対象として、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金及び地方消費税交付金を追加すること

新型コロナウイルス感染症の影響により税の減収が見込まれるなか、自治体が財源不足に陥らないよう財政措置を講じること

(現状)

本市においては、人口減少社会の克服に向け、真に必要な施策を推進しているところですが、社会保障関連経費の著しい増加や、社会資本整備に伴う公債費の負担が財政を圧迫している状況です。

また、令和5年度までを計画期間とする「福井市財政再建計画」に基づき、収支均衡した財政構造の確立を推し進めていますが、長期化が懸念される新型コロナウイルス感染症の影響により、地域経済の早期の景気回復は望めないことから、引き続き令和3年度においても本市税収は減収となる見込みであるため、財源不足が危惧されています。

(課題)

国と地方の税財源配分については、大きな隔たりを交付金や国庫支出金で穴埋めしているのが実態であり、適切な税源配分とは程遠い状況です。

地方交付税は、必要かつ安定的な地方財政の運営を行える水準になく、また、臨時財政対策債の残高が増大していることから、公債費の伸びが過度な財政負担となっています。

また、過去に建設された公共施設等は、これから大量に更新時期を迎えるため、厳しい財政状況下においても、公共施設の統廃合や廃止、長寿命化等に取り組む必要があります。

さらには、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、市民生活や中小事業者等への支援をはじめ、行政のデジタル化推進などに対して十分な財源が必要です。

子育て福祉に関すること

[健康福祉部子ども家庭課]

県 子ども医療費助成制度における補助対象年齢の拡大について

(要望)

子ども医療費助成制度における補助対象の年齢を高校3年生(18歳年度末)までに拡大すること

(現状)

子ども医療費の助成について、県は令和2年9月に、補助対象年齢を小学校3年生から中学校3年生にまで拡大しました。

現在、福井市・小浜市・池田町・若狭町・越前町を除く12市町においては、独自に高校3年生まで(またはそれ以上)子ども医療費助成の対象年齢を拡大しています。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、子育て世帯における経済的負担の増加が顕著となっている中、本市においても、子育て環境のさらなる充実に向け、令和4年度から、子ども医療費助成の対象年齢を高校3年生(18歳年度末)まで拡大することについて、実施する方向で検討しています。

(課題)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、経済的負担を気にせず、幅広い年齢の子どもが安心して医療を受診できる環境を作る必要があります。

しかし、市単独での高校生までの助成拡大は大きな財政負担が生じます。

本来、子ども医療費については、県の強力なリーダーシップのもと、県と市町が歩調を合わせ、一体となって支援することが必要です。

【参考】県内市町の状況

中学生まで	福井市、小浜市、池田町、越前町 ¹ 、若狭町	
高校生まで	R2.9~	勝山市、美浜町、敦賀市、鯖江市、越前市、大野市 ² 、あわら市、坂井市、永平寺町
	R2以前	南越前町(H30.6)、高浜町(H29.4)、おおい町(H31.4)

1 令和3年10月から高校生まで拡大予定 2 県内大学・専門学校に進学した場合は20歳まで

【参考】子ども医療費助成の沿革

時期	福井市	県
S48	0歳児を対象に医療費助成を開始(1/2市、1/2県)	
H6.4	3歳未満まで助成対象を拡大(1/2市、1/2県)	
H13.4	3人以上世帯を就学前まで助成対象を拡大(1/2市、1/2県)	
H16.7	就学前の1~2人世帯も助成対象に拡大(市単独)	
H22.10	小学3年生まで助成対象を拡大(1/2市、1/2県)	
H23.10	中学3年生まで助成対象を拡大(小4~中3 市単独)	
R2.9		中学3年生まで補助対象を拡大(1/2県)
R4	高校3年生まで助成対象を拡大(実施予定)	

< 福祉保健部子ども福祉課 >

県 保育士の更なる処遇改善に向けた取組や、低年齢児の受入れに対する支援について

(要望)

地方自治体が子ども・子育て支援新制度の実施主体として、事業計画を着実に実行し、その責務を果たすため、保育士の更なる処遇改善に向けた取組や、低年齢児の受入れに対する支援を拡充すること

(現状)

県は令和元年10月より福井県保育人材センターを開設し、人材確保に向け取り組んでいるところです。

しかしながら、国では子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには1兆円を超える財源が必要とされており、現段階では財源確保の目途は立っていない状況です。

このような中、本市では、公立園の1歳児において、保育士を国基準以上に配置しているほか、私立園の0歳児の受入れに対して、市単独補助を行い支援しています。

また、私立園からは、1歳児において、公立園と同基準で保育士を配置できるような財政支援を行うよう要望が寄せられています。

(課題)

幼児教育・保育無償化により、地方自治体の財政負担は益々大きくなる一方で、保育士の人材確保については、公私立を問わず年間通じて採用活動を行っていますが、十分な人材が確保されていません。保育士の更なる処遇改善に取り組むためにも、十分な財源を確保する必要があります。

また、本県は共働き率が高い状況にありますが、近年特に保育ニーズが増えている低年齢児については、保育士等配置基準・保育教諭等配置基準により、多くの保育士が必要となり、大きな財政負担が生じます。

【参考】「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等における配置基準

【保育園】 ・保育士等配置基準 児童数 保育士 0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4・5歳児 30 : 1 (福井市の公立園は1歳児 5 : 1)	【認定こども園】 ・保育教諭等配置基準 保育園と同様に配置基準を設定 ・学級ごとに、担任する専任の保育教諭等を1人必置 (保育教諭数 学級数) ・1学級35人以下
---	---

国 保育士の更なる処遇改善に向けた取組について

（要望）

地方自治体が子ども・子育て支援新制度の実施主体として、事業計画を着実に実行し、その責務を果たすための安定的・恒久的な財源の確保と保育士の更なる処遇改善に向けて取り組むこと

（現状）

子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには1兆円を超える財源が必要とされており、財源確保に最大限努力することになってはいますが、現段階で目途は立っていない状況にあります。

このような中、本市では、公立園の1歳児において、保育士を国基準以上に配置しているほか、私立園の低年齢児の受入れに対して市単独で支援を実施しています。

私立園からは、1歳児において、公立園と同基準で保育士を配置できるような財政支援を行うよう要望が寄せられています。

（課題）

幼児教育・保育無償化により、地方自治体の財政負担は益々大きくなる一方で、保育士の人材確保については、公私立を問わず年間通じて採用活動を行っていますが、十分な人材が確保されておりません。

保育士の更なる処遇改善に取り組むためにも、十分な財源を確保する必要があります。

■ 観光振興に関すること

[交流文化部観光誘客課、新幹線開業課、ブランド課]

県 北陸新幹線福井開業に向けた集中的かつ戦略的なプロモーションの推進について

(要望)

県内全域での機運醸成を図るため、県が中心となり、開業イベント等をオール福井で一体的かつ戦略的に展開すること

県内外に向けたプロモーションについて、市町の意見を踏まえた上で、その具体的な内容や実施時期を早期に検討し、速やかに情報共有すること

福井の魅力を全国に発信し、開業効果をより高めるため、「NHK連続テレビ小説(朝ドラ)」の誘致に本市と共に引き続き取り組むこと

(現状)

北陸新幹線福井開業を目前に控え、観光客や交流人口の拡大を図る絶好の機会を迎えています。この好機に、開業効果を最大限に高めるとともに、県内全域へ波及させるため、県全体の機運醸成や県外に向けた集中的かつ戦略的な情報発信を行っていく必要があります。

そのため、本市では、官民一体での行動計画「北陸新幹線福井開業アクションプラン」や、「観光振興計画」に基づき、福井開業に向けた各種取組を加速させています。

さらに、昨年制作した福井市のイメージロゴ「福いいネ！」を活用し、首都圏等へ向け、福井のイメージの発信や観光PRを積極的に行う予定です。

併せて、国民的番組である「NHK連続テレビ小説(朝ドラ)」の誘致により福井の認知度を向上させ、開業効果の最大化につなげるため、本市を舞台とする題材(「だるまや少女歌劇」や「松旭斎天勝」など)を紹介するなど、NHKに対する要望活動を行っています。

(課題)

県内開業は4駅同時であり、新幹線開業効果を最大限に発揮するためには、県内全域での機運醸成が肝要となります。県内の自治体、県民、民間等が一体的に開業イベント等に取り組めるよう、県が中心となり、戦略的に進めていく必要があります。

また、県と各市町等が連携し、より効率的・効果的にプロモーションを行うためには、FIRST291掲載事業を含め、県の様々な取組について、市町の意見を十分に踏まえたものとし、かつ、その具体的な内容や実施時期等を早期に検討し、情報共有する必要があります。

朝ドラは放映時期の概ね2年前に題材等が決定され、福井開業年(2024年春)の放映分については、2022年(令和4年度)に決定される見込みです。

また、各年2作が放映され、前期(4~9月)はNHK放送センター(東京)、後期(10~3月)はNHK大阪放送局が制作します。

福井は西日本エリアであり、可能性としてNHK大阪放送局において題材として取り上げられることが考えられますが、東京、大阪それぞれに継続的に要望活動を行う必要があります。

<総務部未来づくり推進局新幹線プロモーション課>

<商工労働部観光文化局おもてなし観光推進課>

■ 林業に関すること

[農林水産部県産材活用課]

県 大規模工場の誘致による木材加工体制の強化について

(要望)

木材加工体制の強化を図るため、「ふくいの森林・林業基本計画」に掲げられた大規模工場の誘致を早期に実現すること

(現状)

近年、林業経営者及び関係機関の努力により、搬出される間伐量が増加し、木材生産量は増加傾向にあります。しかし、県内には、主に合板、集成材として利用されるB材を加工する工場が無く、県外の工場に出荷していることから、搬出経費が高んでいます。

(課題)

今後、森林経営管理制度を活用した意欲ある林業経営者により、森林整備が進むことが見込まれます。

これまで以上に、B材を含む木材生産量の増加が予測されることから、県内において加工できる大規模工場を早期に誘致することが求められています。

■ 道路に関すること

[土木部道路建設課]
【国土交通省】

県国一般県道 清水麻生津線〔新日野川橋（仮称）〕建設の早期事業化について

（要望） 未整備区間について早期に事業化すること

（現状）

本路線は、平成 8 年 4 月に県道として路線認定されました。一般県道福井鯖江線との連絡部分については、平成 23 年度よりクランク解消のための工事が進められ、平成 27 年 3 月に完了しました。



（課題）

本路線の整備により、清水地域と一般国道 8 号や北陸自動車道を最短で結ぶことができます。また、主要地方道福井四ヶ浦線及び主要地方道清水美山線と連絡することで、越廼地域から美山地域までの本市における東西方向の幹線道路として観光や経済の活性化に寄与することが期待されます。

そのため、市町村合併後の地域づくりの基本的方向として、平成 17 年 2 月の福井圏域合併協議会において策定した「新市まちづくり計画」では、重点路線として位置づけています。

しかし、いまだ日野川への新橋建設について片山町から南居町の区間が未整備の状態となっているため、未整備区間の一日も早い整備が必要不可欠となっています。

【参考】

未整備区間の事業について

事業内容：橋梁新設、取付道路築造

所在地：福井市片山町～福井市南居町 巻末資料（2）参照

延長：L=約 950m（内橋梁 L=約 306m）

未整備区間以外は整備完了

県 都市計画道路 川西国道線の県道認定について

(要望) 早期の整備完了に向け、本路線を県道認定すること

(現状)

本路線は、福井市北部（九頭竜川以北）における東西交通の円滑化等を図るため、平成7年3月に都市計画の決定がなされました。整備計画延長6,530mのうち、坂井市地係を含む主要地方道福井金津線以東の延長3,700m及びコシヒカリ道路以西の延長350mについては整備が完了しています。現在、主要地方道福井金津線以西の延長700mの区間について整備を進めており、残りの1,780mが未施工区間となっています。



(課題)

本路線の整備により、主要地方道福井加賀線や主要地方道福井金津線など既存の道路とネットワークが構築され、九頭竜川以北から福井市街地に流入する交通の分散を図り、九頭竜川を横断する南北交通の円滑化と交通混雑の解消が図られるなど、広域的な事業効果が期待されます。

さらに、一般国道416号を介してテクノポート福井を結ぶことから、福井港（主要港）と一般国道8号を連絡する道路の一部となります。

このことから、川西国道線を県道認定し、早期の整備完了を実現する必要があります。

【参考】

整備計画延長	L = 6,530m
[福井市域]	L = 6,140m 巻末資料(2)参照
・整備済	L = 3,660m (県道:2,451m 市道:1,209m)
・整備中	L = 700m (市道:700m)
・未整備	L = 1,780m
[坂井市域]	L = 390m
・整備済	L = 390m (県道:390m)

福井県(三国土木事務所)が県道として整備

県 都市計画道路 福井縦貫線の未整備区間の着手について

(要望)

都市計画道路福井縦貫線の未整備区間(新木田交差点～花堂中)について、早期に事業化(4車線化)すること

(現状)

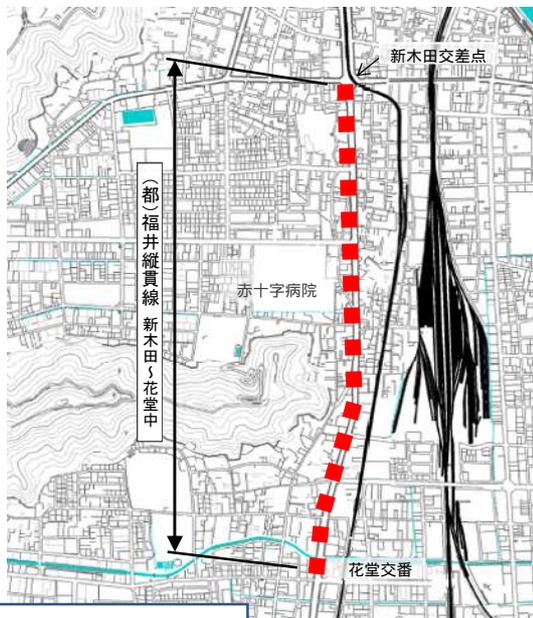
当該区間(新木田交差点から南約1.5km)は、昭和21年の都市計画決定以降、局所的な改良は行われているものの、朝夕の通勤時間帯には常に交通渋滞が発生しています。

平成20年度には、当該区間の道路整備の支障となっていた沿線の地籍混乱は解消されており、また、平成24年度には、福井県渋滞対策協議会が、当該区間の3箇所の交差点を含む区間を「地域の主要渋滞箇所」として公表しております。

(課題)

当該区間は、4車線の幹線道路として都市計画決定されていますが、現況の3車線(北進2車線、南進1車線)では、1日あたりの交通量からも車線数が不足しており、幹線道路として十分な機能を果たしていないことから、4車線化する必要があります。

【参考】



【巻末資料(2)参照】

■ 河川、砂防、海岸、港湾に関すること

[土木部河川課 / 農林水産部農村振興課]

県 河川改修事業（都市基盤河川改修事業）馬渡川について

（要望）

県道福井加賀線（芦原街道）から上流部の河川改修については事業主体を県とし、併せて排水ポンプの更新増強をすること

（現状）

馬渡川は県管理の一級河川ですが、昭和56年の浸水被害を契機に県と協定を締結し、昭和59年から都市小河川改修事業として市が河川改修に着手しました。

令和元年度にはボトルネックであった芦原街道横断部の河道拡幅を終え、これまでに九頭竜川合流点から約1,190mの区間について改修を行ってきました。

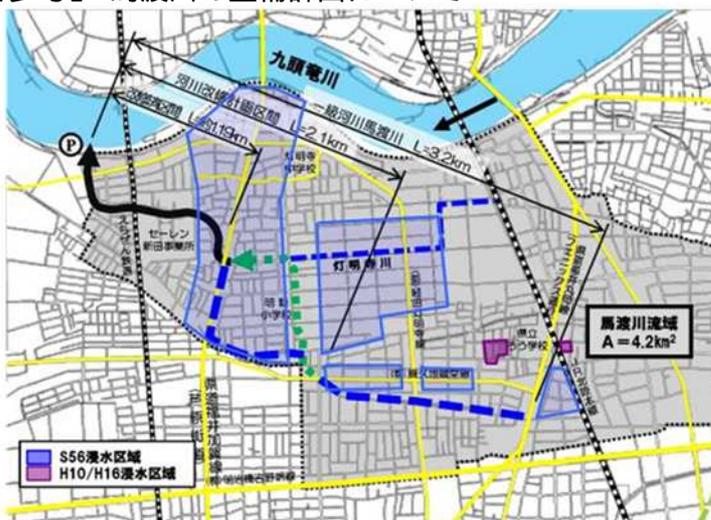
また、平成29年には国施工の九頭竜川馬渡川樋門の改築が完了し、通水能力が3倍に向上するなど、市施工の河川改修と併せて一定程度の治水安全度が向上したものと見込まれます。

しかしながら、馬渡川排水機場の排水ポンプは、設置から55年が経過し、地元からも更新増強の要望が出ています。

（課題）

事業着手から37年が経過し、社会情勢が変化中、事業主体の見直しが必要です。また、馬渡川排水機場の排水ポンプは、老朽化が著しく進んでいます。

【参考】 馬渡川の整備計画について



事業期間：昭和59年度～令和3年度
事業延長：L=2,100m
事業費：約105億円

馬渡川排水機場の現況ポンプの排水能力は、 $3.6 \text{ m}^3/\text{s}$ 。
一方、「九頭竜川水系馬渡川河川整備計画取りまとめ業務報告書」（平成17.9）では、参考資料として、当該ポンプの排水能力は、 $13.5 \text{ m}^3/\text{s}$ が最も効率が高いとされている。

< 建設部河川課 >

< 農林水産部農村整備課 >

県 河川改修事業（広域河川改修事業）江端川について

（要望）

未改修区間を早期完成し、上流域の改修未計画区間について継続して事業に着手すること

（現状）

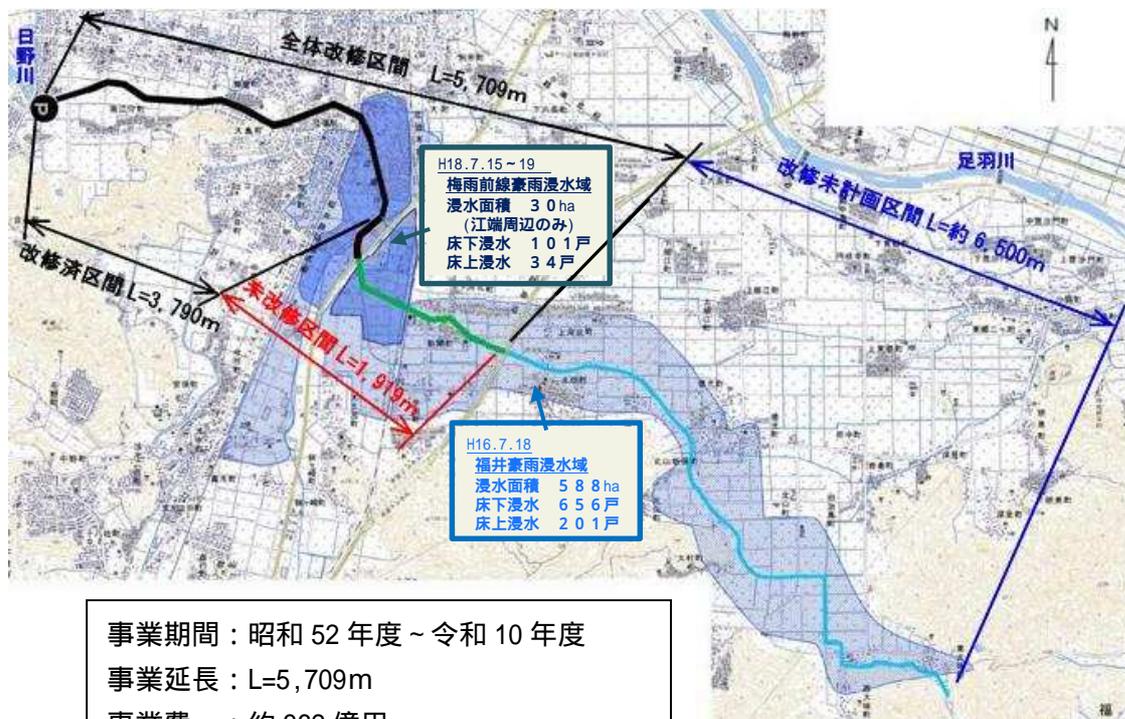
江端川は県管理の一級河川であり、昭和52年度から河川改修に着手しました。これまでに日野川合流点から上流の河道3,790m区間(下荒井橋下流)の改修を終えました。

（課題）

事業着手から44年が経過しましたが、この間、平成16年の福井豪雨で甚大な被害を受けたにもかかわらず、依然として未改修区間が1,919mもあります。

また、近年多発する集中豪雨により、避難勧告に相当する避難判断水位に達する回数が多く、中上流域で道路冠水が発生している状況であることから、一日も早く地域住民の安全で安心な生活環境を確保する必要があります。

【参考】 江端川の整備計画について



< 建設部河川課 >

教育

教育環境に関すること

[教育庁教職員課、教育政策課]

県教育環境の充実について

(要望)

臨時任用職員ではなく、正規教職員を適正に配置すること

国の少人数学級化が完全実施されるまでの間、県独自の少人数学級化のための校舎増築やプレハブ校舎リース、内部改修工事に対する補助制度を創設し、国の負担金制度等を補完すること

(現状)

近年、子どもを取り巻く環境は多様化かつ複雑化しており、指導内容の変化や保護者への対応などに教職員は多くの時間を費やし、教材研究や子どもたち一人一人に丁寧に向き合う時間を十分に確保することが難しくなっています。また、小中学校においては、年度当初43人(2.7%)の臨時任用職員である講師(産育休代替、休職代替、介護休暇代替を除く。)が配置され、本来正規職員が担う担任等の業務に従事している状態です。

県では、文部科学省(以下「国」という。)の基準を上回って少人数学級化を推進しており、本市においても県の基準に従って学級編制を行っています。これに伴い、一部の小学校では教室不足が生じており、校舎の増築やプレハブ校舎の設置により必要数を確保しています。

こうした中、国は、きめ細かな指導体制と安全・安心な教育環境を整備するため、令和3年度から5年間をかけて、小学校の学級編制基準を35人に引き下げることとしています。

(課題)

担任業務や部活動の担当業務は、臨時任用職員ではなく正規職員が従事することが望ましいため、教職員配置の改善が急務となっています。

また、教室数を県の基準で算定した場合、国の基準に比べて多くの教室を確保する必要がありますが、国の基準を上回る教室の整備に係る事業費は公立学校施設整備費負担金の対象とならず、本市の財政負担が大きくなっています。

今後は、国の少人数学級化の推進に伴い本市の財政負担額の縮小・解消が期待されますが、県の基準と同じ35人学級の実現には令和7年度まで期間を要するため、この間の教室不足対策については、引き続き本市が一定程度を負担する必要があります。

さらには、国の少人数学級化は小学校のみで実施されるため、中学校の教室不足対策に係る経費については、今後も本市が負担する必要があります。

参考:小中学校の学級編制基準(国の少人数学級化導入後) (単位:人)

		小1	小2	小3	小4	小5	小6
県(本市)		35	35	35	35	35	35
国	R2	35	40	40	40	40	40
	R3	35	35	40	40	40	40
	R4	35	35	35	40	40	40
	R5	35	35	35	35	40	40
	R6	35	35	35	35	35	40
	R7	35	35	35	35	35	35

< 教育委員会事務局教育総務課、学校教育課 >

■ 重要要望

感染症対策

■ 感染症対策に関すること

[健康福祉部保健予防課]

県 新型コロナウイルス感染症対策の推進について

(要望)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、今後も県及び市の連携体制を維持すること

新型コロナウイルス感染症は、県内において令和2年3月18日に最初の感染者が確認され、以降、感染者が増加し、クラスターの発生事例もみられました。

これまで、県及び市職員による受診・相談センターの業務運営や、地域の医療機関と連携した診療・検査体制の整備、接触者への積極的な検査の実施、人員応援体制など、県と市が連携を図り感染拡大防止に取り組むことで、爆発的な感染拡大を防ぐことができています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の収束までには数年かかると言われており、感染の再拡大が懸念されます。

今後も、現在の検査体制を維持しながら感染者の早期発見に努め、感染拡大の際には、県・市合同対策チームによる対応や、人員応援体制など、県及び市が連携により拡大防止を図ることが重要です。

< 福祉保健部保健衛生局福井市保健所保健企画課保健予防室 >

北陸新幹線に関すること

【国土交通省 / 総務省 / 財務省】

国 並行在来線への支援について

(要望)

並行在来線の安定的な経営維持のため、開業後の運営費への支援や財政措置(貨物調整金、施設整備等に対する補助、地方財政措置等)の拡充など、適切な支援措置を講じること

並行在来線は、通勤・通学など地域住民の日常生活に欠かせない交通手段であるとともに、貨物鉄道の広域ネットワークの一部を担うなど重要な社会基盤となっています。

既に開業している各地の並行在来線は、収益性の低い区間のみが経営分離されたことなどから、多くが赤字となっており、極めて厳しい経営状況となっています。

平成29年度に県が行った収支予測調査によると、並行在来線会社は、開業時に約8億円、開業10年後には約15億円の赤字が予測され、厳しい経営状況が見込まれており、多額の地方負担が必要となります。

< 都市戦略部新幹線整備課 >

[地域戦略部新幹線建設推進課]

【国土交通省】

県 国 北陸新幹線敦賀開業時の利便性確保について

(要望)

北陸新幹線敦賀開業時に、敦賀駅までの「かがやき」などの運行本数は、金沢駅と同数を確保すること

北陸と関西・中京間のアクセスについて、在来線特急の運行本数の維持・拡大や所要時間の短縮などによる敦賀駅での利便性の向上を図ること

北陸新幹線敦賀開業に伴い、利便性確保の観点から、敦賀駅においては、現在の金沢駅に乗り入れている「かがやき」・「はくたか」・「つるぎ」の運行本数を維持する必要があります。

また、現在、北陸と関西・中京方面を運行する特急「サンダーバード」及び特急「しらさぎ」については、北陸新幹線敦賀開業に伴い、それぞれ金沢・敦賀間の運行が廃止される予定です。

北陸新幹線敦賀開業後は、関西・中京方面には、敦賀駅において新幹線と特急との乗換えが生じることから、乗り継ぎ利便性の低下が懸念されています。

敦賀駅でのスムーズな乗り継ぎのため、特急の運行本数の維持・拡大、ダイヤ調整などによる所要時間の短縮等、利便性の向上を図ることが求められています。

< 都市戦略部新幹線整備課 >

■ 公共交通・交通安全に関すること

[地域戦略部交通まちづくり課]

県 キャッシュレス決済の拡充について

(要望)

北陸新幹線福井開業に向けて二次交通の利便性を高めるため、嶺北圏域内における公共交通機関へのＩＣカードやクレジットカード、ＱＲコード決済などのキャッシュレス決済の普及について、県が中心となり取り組むこと

平成３０年に福井県内のＪＲ北陸本線へＩＣＯＣＡ（イコカ）カードが導入され、令和２年にはえちぜん鉄道・福井鉄道の主要な１３駅の有人窓口にクレジットカード・電子マネーを利用できる発券システムが導入されました。また、京福バスにおいても、小松空港連絡バスや観光特急バスなど計３路線の運賃支払いにＶｉｓａのタッチ決済が導入され運用を始めています。

新型コロナウイルス感染症の対策として非接触決済が段階的に導入されている一方、本市を含む嶺北圏域の公共交通機関すべてで活用できるキャッシュレス決済を導入し、維持していくためには多額の費用を要します。

このようなことから、引き続き県が中心となってキャッシュレス決済の導入及び決済システムの維持に取り組む必要があります。

< 都市戦略部地域交通課 >

県 高齢者を交通事故から守る社会づくりについて

(要望)

高齢の歩行者及び自転車利用者が交通事故に遭わないための対策並びに高齢運転者が交通事故を起こさないための対策を市町と連携し、積極的に取り組むこと

高齢運転者による事故を抑止するため、県は、運転に不安を有する高齢者の運転免許自主返納を促進するとともに、車に頼り過ぎず安全に安心して移動できるよう、公共交通等の環境整備に取り組むこと

福井県警察本部の調べによると、令和2年に県内で発生した交通事故での死者数は41人で、人口10万人当たりでは全国の約2倍の水準で推移しています。また、交通事故の死者数のうち、高齢者(65歳以上)の被害者数及びその占める割合は31人/75.6%と高く、本市においては11人死亡のうち6人が高齢者という状況です。

本市では、県の交通安全計画をふまえ「第11次福井市交通安全計画」を策定し、高齢者向けの交通安全教室の開催などに取り組んでいるところです。

県においても、多様な広報媒体を活用するなど高齢者の交通安全意識の高揚を図る普及啓発活動を行い、全県下において高齢者が道路横断中に死亡する事故を減少させるための道路交通指導及び啓発活動を推進する必要があります。

また、高齢運転者による交通事故を防止するため、認知機能の低下や運転機能の衰えにより車の運転に不安を有する高齢者の運転免許自主返納を促進するとともに、運転免許返納者を含めた交通弱者が、車に頼らず安全に移動でき安心して移動を楽しむ人生を営めるよう、公共交通や道路等の交通環境整備への取組が必要です。

< 都市戦略部自転車利用推進課 >

[地域戦略部交通まちづくり課]

【国土交通省】

県 国 地域バス交通の維持に向けた補助金の拡充について

(要望)

地域のニーズを踏まえた最適な交通手段であるバス交通を維持し続けるための継続した支援を実施すること

北陸新幹線福井開業に向けて二次交通の機能強化を図るため、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助額に設定された限度額の引き上げや広域生活バス路線の県単補助金の輸送量要件の緩和を行うこと、また県の市町生活交通維持線事業補助金を利用者数や路線数に応じて拡充を行うこと

本市では、福井駅を中心に鉄道及び主要な路線バスで構成する公共交通幹線軸と、それを補完する多数の路線バスで、市内外の移動の骨格を形成しています。また、公共交通空白地域や過疎地域においては、地域拠点と周辺地域をつなぐフィーダー交通を運行し、概ね市内全体の移動をカバーしています。

これらは、通勤通学者や高齢者、観光客の移動手段として不可欠なものとなっていますが、運行を維持するためのコストが増大しており、便数や路線数の確保には大きな財政負担が生じています。

現在、地域間幹線系統確保維持国庫補助金及び広域生活バス路線の県単補助金については、補助金限度額が補助対象経費の45%までに抑えられており、平均乗車密度が5人に満たない路線に対しては、補助金額がさらに減額されています。

県の市町生活交通維持支援事業補助金についても、同一市内路線バスの利用者数や路線数が県内で突出している本市の運行実績に見合った支援となっていません。

バスの安定的な運行を維持し、令和6年春の北陸新幹線福井開業に向けて二次交通の機能強化を図っていくためにも、補助金限度額の引き上げや輸送量要件の緩和など、補助金の拡充を要望します。

< 都市戦略部地域交通課 >

県 国 地域鉄道の安全性確保、安定経営に向けた支援について

(要望)

嶺北圏域の地域公共交通ネットワークの構築に向けて、鉄道のあり方について県が主体となってとりまとめを行うなど、積極的に関与すること

鉄道の安全運行を確保するため、鉄道施設や車両の維持、修繕にかかる鉄道施設総合安全対策事業及び地域公共交通確保維持改善事業の予算を確保すること

経営基盤の弱い地域鉄道の事業経営安定のため、十分な補助が行われるよう、必要な予算を確保すること

えちぜん鉄道と福井鉄道の安定的な運行を維持し、利便性の高い公共交通ネットワークとするために「地域公共交通網形成計画」を策定し、計画の目標達成に向けた施策を進めてきました。今後、北陸新幹線福井開業や並行在来線の運行を見据えて、二次交通の充実を図り、利便性の高い広域的な公共交通ネットワークを形成する必要があります。

今後も利用者に安心して乗車してもらえる鉄道として運行するためには、安全輸送に必要な鉄道施設や車両の維持、修繕が必要であるため、鉄道施設総合安全対策事業及び地域公共交通確保維持改善事業の予算の確保を継続して要望します。

一方、令和3年1月の大雪により、短期間ではありますが、えちぜん鉄道、福井鉄道とも全線運休となりました。また、3月には法面の土砂崩れの災害により、えちぜん鉄道の勝山市・永平寺町間で長期間の区間運休が発生しました。

このように災害等による除雪費や代行バス費など、住民の移動手段を確保するために要する多額の費用が発生し、鉄道事業の安定経営に大きな圧迫を生じているため、災害時等において発生する経費や損害についての国、県からの支援を要望します。

< 都市戦略部地域交通課 >

■ 原子力災害に関すること

[安全環境部危機対策・防災課、原子力安全対策課]
【内閣府 / 原子力規制委員会】

県 国 原子力災害対策指針等における具体的な対策や方針について

(要望)

本市の原子力防災の根幹を担う福井市地域防災計画(原子力災害対策編)や福井市原子力災害住民避難計画の実効性をより高めるため、国の原子力災害対策指針や県の広域避難計画要綱において、避難の際の代替ルートなどについて具体的な対策や方針を示すこと

国は、平成24年9月、原子力規制委員会を設置し、同年10月には原子力災害対策指針を策定し、緊急防護措置を準備する区域、いわゆるUPZを原子力発電所から概ね半径30km圏内と定め、事前対策や応急対策などを示しています。

県は、国の考え方を踏まえ、平成25年7月に福井県地域防災計画(原子力災害対策編)の見直しを行い、平成26年3月には、UPZ内住民の避難先や避難ルートなどを定めた福井県広域避難計画要綱を策定しています。

このような中、現在も、国や県では、福島第一原発事故の教訓や課題を基に、様々な検討が行われていますが、避難の際の代替ルートや冬季に原子力災害が発生した場合の避難ルートの確保をはじめ、渋滞抑制対策や避難誘導方法の明確化などについて、未だ対策や方針が示されていません。

県 国 原子力事業者との安全協定の在り方について

(要望)

国、県、立地市町、周辺市町の役割分担と関わりを整理し、原子力施設の安全確保及び防災対策に関する「安全協定」の在り方について明示すること

原子力発電所が立地、隣接又は隣々接している市町及び県は、周辺住民の安全確保等を目的として、原子力事業者との間で原子力安全協定を締結し、施設の運転に対して実質的に様々な関与を行っています。

福島第一原発事故では、安全協定を締結している自治体を超えて被害が及んだことから、原発立地自治体などが締結している安全協定の在り方を検証し、国、立地県、立地市町、周辺市町の役割分担と関わりを整理し、原子力施設の安全確保及び防災対策に関する安全協定の法制化も含めた安全規制上の位置付けについて明確にすることが必要です。

< 市民生活部危機管理局危機管理課 >

[安全環境部危機対策・防災課、原子力安全対策課]
【内閣府 / 原子力規制委員会】

県 国 原子力発電所に関する説明・情報提供について

(要望)

住民の不安を解消するため、原子力発電所に関する安全対策などについて、十分な説明と情報提供を行うこと

国・県は原子力発電所に関する安全対策などについて説明・情報提供をしています
が、住民の十分な理解を得られていない状況にあります。

本県は国内でも数多くの原子力発電所を有することから、原子力災害対策に関して、
より具体的で実効性のある対策や取組を示し、住民に対し安全性について信頼や理解
を得るための十分な説明を行うことが必要です。

<市民生活部危機管理局危機管理課>

■ 環境に関すること

[安全環境部循環社会推進課]
【環境省】

県 国 ごみ処理施設整備に対する支援について

(要望)

ごみ処理施設の整備に対する循環型社会形成推進交付金について、高効率エネルギー
回収に係る設備だけでなく、その他の設備についても交付率を2分の1に引き上げ
ること
施設整備事業を計画的に進めるため、確実に安定的かつ継続的な財政措置を講じる
こと

廃棄物処理施設は、市民生活に必要不可欠なものであるが、その整備には、発電・
余熱利用施設整備だけでなく公害防止施設等多額の費用を要するため、自治体にとっ
て大きな財政負担となっています。

廃棄物処理施設の整備にあたっては、エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業が
循環型社会形成推進交付金の交付対象となっていますが、交付対象範囲が限られてい
ます。また、交付対象のうち二酸化炭素等の排出量の削減に寄与する高効率エネルギ
ー回収に係る余熱利用設備等の特定の設備に限り、交付率が2分の1、その他の設備
については3分の1となっています。国は2050年までに温室効果ガスの排出をゼ
ロにする、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しており、本市はそれに基づきゼロ
カーボンシティを宣言し、二酸化炭素排出量実質ゼロの取組を行っています。そのた
め、その他の設備においても、二酸化炭素排出量の削減に向け、高効率化を図る必要
があります。また、施設整備事業については、多額の費用と長期にわたる工事期間が
必要となり、確実に整備を進めるためには、毎年の安定的な予算確保が必要です。

<市民生活部新クリーンセンター整備課>

自治体DXに関すること

[地域戦略部未来戦略課、市町協働課、統計情報課 / 総務部人事課]

県 自治体DXを推進するための支援について

(要望)

市町の自治体DXを推進するために、デジタル人材を市町に派遣し、推進体制の構築やマネジメントに関する助言を行うとともに、職員に対して研修等を行うよう、県において支援体制を確立すること

自治体DX推進計画において、DX推進のための推進体制の構築が望ましいとされています。

デジタル人材の確保・育成について、国の支援策として、総務省・デジタル庁・都道府県の連携により、市町村において複数市町村での兼務を含め、デジタル人材のCIO補佐官等の任用等が推進されるように支援の仕組みを構築することとなっています。また、都道府県の役割は、市町村の外部人材のニーズの把握、外部人材の掘り起こし、市町村に対する外部人材とのマッチングに必要な調整を行うことが想定されています。

県主導で市町のDX推進を支援し県市町間で情報共有を行う意味でも、県が一括して外部人材を確保し、市町に派遣し推進体制の構築やマネジメントに関する助言を行うとともに、職員に対して、意識改革を目的とした研修や、外部発注に頼りきりにならないように人材の育成等を行うような支援体制を確立することが必要です。

< 都市戦略部情報統計課 >

■ 子育て福祉に関すること

【厚生労働省】

国 支援対象児童等見守り強化事業について

(要望)

児童虐待防止に効果的な施策である本事業に市町村が継続して取り組むことができるよう、時限的な新型コロナウイルス感染症対応にとどまることなく、現在の財政措置水準を維持継続すること

本市においても児童虐待相談件数が増加傾向にあり、現在、新型コロナウイルス感染症の影響により子どもの見守り機会が減少し、虐待が増加、潜在化することが懸念されています。

本事業では、食事の提供や学習支援などを通じた居場所づくりなどに取り組む民間団体との連携により子供の見守り体制を強化するもので、そのネットワークやノウハウを活用することにより効果的な見守り体制の構築が期待できます。

児童虐待防止の観点から本事業は効果的かつ重要な施策であり、実施主体である市町村が安定的に実施するためには継続した国の強力な財政支援が不可欠です。

< 福祉保健部子ども福祉課 >

[健康福祉部子ども家庭課]

【内閣府 / 文部科学省 / 厚生労働省】

県 国 教育・保育に関する地域の拠点となる公立施設の整備に対する財政支援制度の創設について

(要望)

地域における公私立園ネットワークのコーディネーター的役割を担うため、その拠点となる公立施設の整備に対する財政支援制度を創設すること

本市の年度途中の入園希望（特に低年齢児）は、年々増加傾向にあり、保育の受け皿が十分とは言えません。

現在、公立施設は28園ありますが、昭和40年代に建設されて老朽化が著しい園も多く、低年齢児受入のためのほふく室や保健室、保育士の休憩スペース、会議室、駐車場等が不足しており、トイレや空調、給食設備等も劣化しています。

そのような中、教育・保育提供区域をこれまでの5区域から13区域へと細分化し、1区域に1園、公立の「拠点園」の配置を進め、地域における公私立園ネットワークのコーディネーター的役割を担うほか、特別な配慮が必要な子ども（障がい児、医療的ケア児、虐待等による要保護児童）や、年度途中入園の受入体制の強化を計画しています。

そのための新しい施設が不可欠ですが、公立施設の整備に対する財政支援制度の創設を強く求めます。

< 福祉保健部子育て支援課 >

■ 介護・長寿福祉に関すること

[健康福祉部長寿福祉課]

県 社会を支える介護人材の確保について

(要望)

介護人材の確保のため、介護業界のイメージアップや、元気高齢者や外国人の活用を効果的に推進し、介護人材の確保に向けた県と県内各市町が連携した取組をさらに強化すること

介護人材が不足する中、本市では介護業界のイメージアップのため、小中学校における職場体験やSNS等での情報発信、県とともに処遇改善に取り組む事業所の公表等の「見える化」、外国人登用の意識啓発等に取り組んでいるところです。

しかしながら、全国で人材不足に悩まされている介護事業所の割合は6割にのぼり、福井市においても、7割の事業所で介護職員が「不足している」という調査結果となっています。採用が困難な原因としては賃金や労働の心身面での負担等があげられており、元気高齢者をはじめとした、多様な人材を確保していく必要があります。

また、県では外国人の受入れについて、ふくい外国人介護職員支援センターを開設し、外国人の受入に取り組んでいただいておりますが、外国人の採用に関しては、さらに会話や読み書きなど様々な課題や懸念を解消していく必要があります。

併せて、各種災害の発生に伴い、介護サービス事業所の職員が出勤できなくなった場合に、サービスの質が低下しないよう、対応策を検討する必要があります。

< 福祉保健部地域包括ケア推進課 >

■ 保健・衛生に関すること

[健康福祉部健康政策課]

県 国民健康保険財政への支援について

(要望)

医療費の増嵩に耐え得る国民健康保険財政の基盤を確立するため、国が責任を持って財政支援策等を講じるよう、国に強く要望すること

標準保険料の急激な上昇を抑制するなど、被保険者の負担に配慮した県独自の財政支援制度の充実を図ること

国民健康保険は、被保険者の年齢構成が高いため医療費水準が高く、所得水準が低いため、保険料の負担感が重いなど構造的な問題を抱えており、非常に厳しい財政状況にあります。

こうした中、持続可能な医療保険制度を構築するため、平成30年度からは都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、国民健康保険に対する毎年約3,400億円の財政支援の拡充により、財政基盤の強化が図られています。

しかしながら、高齢化や医療技術の進展による一人当たりの医療費の増加への対策としては不十分であり、今後の医療費の増加にも耐えうる更なる財政基盤の強化を図るため、様々な財政支援の方策が求められています。

< 福祉保健部保健衛生局保険年金課 >

[健康福祉部保健予防課]

県 骨髓等の提供に対する機運醸成のための施策の実施について

(要望)

ドナー登録者数が少ない福井県内の現状を踏まえ、ドナー登録会の実施回数の増加や広報紙またはSNSを活用した積極的な広報を実施する等、県及び市町が一体となった機運醸成のため施策を実施すること

福井県はドナー登録者数が非常に少ないのが現状です。

患者が移植を受けやすくするには、骨髓バンク事業の重要性と提供する際の負担について正しく理解したドナー登録者数の増加が必要になります。本市では、様々な広報媒体（広報紙やテレビ広報等）を活用し周知を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、県と連携し施策を推進します。

< 福祉保健部保健衛生局福井市保健所保健企画課 >

[健康福祉部保健予防課]

【厚生労働省】

県 国 広域のかつ統一的な骨髓バンク支援制度の創設について

(要望)

国及び県による骨髓または末梢血幹細胞を提供したドナーやドナーが勤務する事業所に対する広域のかつ統一的な支援制度を創設すること

ドナーやドナーが勤務する事業所の負担軽減のため、全国の739の自治体（令和3年3月15日現在）において、支援制度の創設が確認されております。

本市は支援制度を令和2年度に創設しましたが、骨髓バンク事業は広域的な事業であるため、ドナーがどこに住んでいても同一の支援制度を受けられるようにする必要があります。

< 福祉保健部保健衛生局福井市保健所保健企画課 >

観光振興に関すること

[交流文化部観光誘客課]

県 福井・永平寺周遊滞在型観光推進計画の推進に係る支援について

(要望)

北陸新幹線福井開業に向け、周遊型観光を着実に推進するため、周遊・滞在型観光推進事業補助対象期間を延長するとともに、新幹線開業後も継続した支援を実施すること

本市では、平成29年3月に永平寺町と共同して「福井・永平寺周遊滞在観光推進計画」を策定し、嶺北の酒蔵等を紹介して周遊を促す「酒蔵周遊 ふくい酒蔵ある記」を県の補助金を活用しながら実施するなど、周遊滞在型観光を推進しています。

県の周遊・滞在型観光推進事業補助金の対象期間は令和4年度までとなっていますが、北陸新幹線福井開業が1年延期されるなか、開業効果を確実に捉えるため、継続した支援のもと、事業を進めていく必要があります。

< 商工労働部おもてなし観光推進課 >

[交流文化部文化課]

県 越美北線を活用した観光誘客について

(要望)

北陸新幹線福井開業を見据え、越美北線の魅力向上に取り組み、周遊滞在型観光を推進すること

令和3年3月5日に、本市は福井県、大野市、JR西日本と、越美北線の観光利用促進および沿線地域の観光誘客を図ることを目的とする連携協定を締結しました。

越美北線沿線の魅力を向上させ、周遊滞在型観光を推進するには、4者だけでなく周辺エリア（市町・団体・企業等）を巻き込んだ取組を進める必要があるため、財政面も含め、県が強いリーダーシップを発揮することが求められています。

< 商工労働部おもてなし観光推進課 >

[交流文化部観光誘客課、文化課]

県 観光二次交通の充実について

(要望)

北陸新幹線福井開業を見据え、新幹線駅から観光地又は観光地から観光地までの観光二次交通を充実させること

これまでの観光客は、マイカーや観光バス中心でしたが、北陸新幹線福井開業後は、鉄道利用による観光客が増加し、これまで以上に二次交通が重要になります。

また現在、民間事業者による観光型MaaSの検討も行われていますが、これを観光客に利用いただくためには、まずは、目的とする観光地に短時間で効率よく移動できる交通網を、広域利用の観点から整備することが求められています。

新幹線駅から各観光拠点（越前海岸エリアや奥越エリアなど）までの直行バスや、観光地を巡る周遊バス、JR等と連携した観光列車、定額制の広域観光タクシーなど観光の重要なインフラである広域二次交通を充実させるためには、県が強いリーダーシップを発揮するとともに、交通事業者に対する政策的な後押しをする必要があります。

< 商工労働部おもてなし観光推進課 >

商工振興に関すること

[産業労働部労働政策課]

県 人材不足分野の雇用の安定化について

(要望)

人材不足分野と言われる「建設業」「運輸業、郵便業」「老人福祉・障害福祉・介護事業」の人材不足解消を図るため、正規雇用された労働者への奨励金制度「人手不足業就職チャレンジ奨励金」を継続すること

少子高齢社会の進展により、県内企業の人材不足問題も年々深刻となっており、中でも「建設業」「運輸業、郵便業」「老人福祉・障害福祉・介護事業」では、さらに深刻な状況にあります。

人材不足を解消するためには、奨励金制度の継続により、人材不足分野で働いた経験のない方の就職意欲を高め、勤務の継続を支援する必要があります。

< 商工労働部しごと支援課 >

【厚生労働省】

国 人材不足分野の雇用の安定化について

（要望）

正規雇用した労働者の賃金及び、職場環境の改善に要する費用等について、人材不足分野と言われる「建設業」「運輸業、郵便業」「老人福祉・障害福祉・介護事業」「警備業」における雇用の安定を図るため、事業主への財政支援を行うこと

また、事業主が利用しやすいよう、助成要件の緩和や受給手続きの簡素化に努めること

少子高齢社会の進展により、企業の人材不足問題は年々深刻となっており、中でも「建設業」「運輸業、郵便業」「老人福祉・障害福祉・介護事業」「警備業」では、さらに深刻な状況にあります。

人材不足を解消するためには、仕事内容に見合った賃金や、働きやすい良好な職場環境の確保が必要です。

< 商工労働部しごと支援課 >

【中小企業庁】

国 地域における創業支援等事業に対する支援について

（要望）

市区町村が作成する創業支援等事業計画に基づき、市や民間の創業支援等事業者等が行う創業支援等事業への補助制度を創設すること

地方都市における人口減少に歯止めが掛からない中、雇用環境の悪化、マーケットの縮小に伴い、地域経済の前途は決して明るいとは言えない状況にあります。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、地域経済にさらなる追い打ちを掛ける状況となっています。

このような状況の中、東京一極集中の是正を図る一方で、将来に向けたわが国全体の産業力を維持するには、地域の活力向上が不可欠です。

地域における経済活動に新しい流れを生み出すことが期待される创业者の存在は非常に重要となっており、圏域の活性化及び地域経済の発展をけん引する重要なプレイヤーであると認識しています。

このようなことから、本市では産業競争力強化法に基づき、地域の商工団体、金融機関など民間の創業支援等事業者と連携して創業支援等事業計画を作成し、市内での創業に対する支援を継続して行っています。

優れた経験や技術をもった人材による新たな創業を促し、地域経済の活性化を強力に推進するため、創業支援等事業計画を実行する市や民間の創業支援等事業者等に対する、国による支援の仕組みが必要です。

< 商工労働部商工振興課 >

国 ポストコロナに向けた中小企業の設備投資への支援について

(要望)

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業の設備投資に対する固定資産税の免除措置の適用期限のさらなる延長を行うこと

固定資産税の減収額についての国費による全額補填も併せて延長すること

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、飲食業、製造業等幅広い業種が深刻な影響を受けており、中小企業への影響の長期化が懸念されています。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業を支援するため、地方税法が改正され、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業の設備投資に対する固定資産税免除の特例措置が、令和4年度末まで2年間延長されました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、すぐに設備投資に踏み切れない中小企業も多くいることから、ポストコロナに向けた中小企業の設備投資を後押しし、地域における生産性向上を実現していくため、固定資産税免除の特例措置をさらに延長することが必要です。

また、本市では、この特例措置が開始された当初から固定資産税の免除を行っていますが、新型コロナウイルス感染症の影響等で引き続き市税の減収が見込まれており、固定資産税の減収額についての国費による全額補填も併せて延長することが必要です。

< 商工労働部商工振興課 >

農林水産業

農業、林業、水産業に関すること

[農林水産部園芸振興課、県産材活用課、水産課]

県 スマート技術導入の普及支援について

(要望)

スマート技術を普及、推進するために、農業や水産業における専門知識を有する職員による相談体制の確立、スマート技術を導入する漁業者に対する財政支援及び、林業におけるICTを活用した効率的な森林整備の手法の開発及び普及啓発を行うこと

本市の農業、林業、水産業の高齢化・担い手不足は深刻であり、今後、スマート技術の活用は、人手不足を補い生産性を高めていく有効な手段であります。

スマート農業は、作業の省力化、品質の向上などに繋がるメリットがある一方で、価格が高いため、その購入価格に見合う費用対効果が発揮出来るかどうかなど、将来の経営規模を踏まえた総合的な経営判断を行った上で導入する必要があります。

スマート農業を導入するための時期や有効な活用方法、経営戦略などについて、農業試験場や農林総合事務所等の専門的知識を有する職員による相談体制の確立を要望します。

また、スマート水産業では、漁業効率を高め、生産性を向上させるためにICTを活用した計画的な水産業を実現させる必要があります。

近年、海況情報（潮流、流向流速、波高等）や漁獲物の入網状況を漁業者に発信する自動観測ブイが開発され、本市の定置網漁業体が当該機器の導入を予定していることから、導入する事業者への財政支援が必要です。

県が令和2年3月に策定した「ふくいの水産業基本計画」においても、スマート水産業による漁家所得の向上を重点戦略として掲げていることから、漁業者がスマート技術を導入するための財政支援及び導入に係る相談体制の確立を要望します。

林業については、採算性の悪化等により山への関心が薄れる中、境界不明土地が増加していることから、航空レーザー測量等のICTの導入により境界確認や、計画的な木材生産、森林整備を推進する必要があります。

そのため、市有林をスマート林業の実現に向けた新たな技術の取組みを検証するフィールドとして活用しながら、ICTを活用した効率的な森林整備の手法の開発及び森林所有者への普及啓発を推進することを要望します。

< 農林水産部農政企画課、林業水産課 >

県 新規就業者への支援について

(要望)

農業においては、新規就農者を対象とした農機具や資材の支援制度の継続に加え、新規就農者が共同で使用できる作業場の整備等が必要であるため、県の新規就農者支援制度の充実を図ること

林業においては、福井県の就業支援が魅力的であると思ってもらえるよう支援制度を拡充し、作業受託の斡旋や相談窓口となるサポートセンターを創設すること

水産業においては、小型船漁業に従事する人材の確保や育成をするため、長期研修制度の創設、新規就業者への漁船・漁具購入等に対する支援、奨励金制度を創設すること

さらに、林業・水産業では、新規就業者を受け入れる方への謝礼金制度を設けるとともに、移住就業の世話役となるような制度（里親制度）を創設すること

本市の農業では、U・Iターンを含めた新規就農者が少しずつ増加していますが、新たに農業へ参入する方にとって、作業場の確保が課題となっています。新規就農者は、初期投資に加え技術も未熟であり、経営が不安定な状態にあるため、農業次世代人材投資資金（国の給付金）の受給期間（最大5年間）の終了後も安定した経営ができるよう、作業場の整備等に対する支援制度の充実を要望します。

林業では、木材価格の低迷、後継者不足等の影響により深刻な担い手の不足状態に陥っています。全国の新規林業従事者への行政支援が活発になっている中、現行の県の支援は十分ではなく、定住促進支援や就業奨励金の増額等、新規就業者のニーズに合った更なる支援が必要です。

水産業では、漁獲量や魚価の低迷等の影響により、漁業収入が減少し、深刻な担い手不足の状態に陥っています。特に、一本釣り漁業、刺網漁業、延縄漁業等の個人経営体数が減少しており、このままでは漁村地域に根差し、引き継がれてきた伝統的な漁業（漁法）が継承されず、途絶えてしまうことが懸念されます。しかし、小型船漁業を始めるには、専門的な漁業技術の習得と多額の自己資金が必要となることから、研修制度をより充実させ、漁船・漁具の調達時の補助金制度、漁業収入が安定するまでの奨励金制度の創設が必要です。

さらに、林業・水産業では、新規就業者を受け入れる方への謝礼金制度等への更なる支援や空き家や中古漁船等の斡旋を担う地域の世話役の確保・育成が必要です。

< 農林水産部農政企画課 林業水産課 >

県国 造林補助申請に係る確認手続きの簡素化と作業道整備への支援の拡充について

(要望)

造林補助金交付申請について、手続きの簡素化を図るため、市町を通さない直接申請とすること

また、現行の作業道整備への財政支援を拡充し、支援の対象外となっている幅員2.3m～2.5mの範囲の作業道整備についても支援の対象に含めること

さらに、作業道の側溝や工作物などの構造物設置に対する支援を拡充すること

現在、福井県民有林森林整備事業の補助金は、市町経由で申請がなされています。

本市では、昨年度から森林環境譲与税に関する各種事業が創設され、事務量が増大する一方で、この確認作業は本市の事務量を圧迫し、本来の森林整備業務や経営管理事業に支障がでています。他県の市町に確認をしたところ、交付事務の一環として行うものである同様の事務が行われていないことを確認しました。

そこで、造林補助金交付申請については、市町を通さない直接申請とするなど手続きの簡素化が必要です。

また、作業道整備について、全幅員2.5m未満の整備には国、県からの財政支援がないことから、2.5m未満の作業道に対しても支援(約1,000円/m)が必要です。

さらに、大雨等に自然災害が頻繁に発生しており、被災件数も増加していることから、崩壊を未然に防止するための側溝や工作物の設置に対する支援も必要です。

< 農林水産部林業水産課 >

■ 有害鳥獣に関すること

[農林水産部園芸振興課、中山間農業・畜産課 / 交流文化部観光誘客課、文化課]

県 越前海岸地区における越前水仙の保護対策について

(要望)

国の重要文化的景観の選定を受けた「越前海岸の水仙畑」を守るため、シカ等有害鳥獣の駆除や柵の設置に必要な支援策を拡充すること

国内でも有数の水仙の群生地である越前海岸におけるシカ等の獣害は拡大の一途であり、近年では、本市越廼地区においても新芽だけでなく球根まで食害の被害を受けています。

生産者の高齢化や農家数の減少が進む中、この獣害が生産意欲の減退を招き、近い将来には越前海岸沿いに咲き誇る越前水仙の景観や良質な切り花産地としての維持が困難になることが予測されます。

有害獣に対する防護柵に係る資材費はもとより、設置にかかる作業費等も含めた支援が必要です。また、越前水仙の産地を一体的に守るため、福江市、越前町、南越前町にて包括的な対策を講じることも必要です。

- < 農林水産部園芸センター、林業水産課有害鳥獣対策室 >
- < 商工労働部観光文化局おもてなし観光推進課 >
- < 教育委員会事務局文化財保護課 >

[農林水産部中山間農業・畜産課]

県 捕獲獣の広域的な処理施設等の整備について

(要望)

捕獲した有害鳥獣を広域的に焼却処理できる施設を整備すること
捕獲獣の中間処理や中間保管に必要な施設整備を補助対象とすること

有害鳥獣捕獲後の焼却処理施設が嶺北には無く、その大部分を埋設処分しています。捕獲後は埋設処分を続けてきましたが、高齢化が進む中その負担も重く、捕獲数の増加やCSF（豚熱）感染イノシシ発生などにより、埋設する場所の確保が困難になっており、住民から処理施設の整備を強く求められています。

また、有害鳥獣の処理施設で、焼却等を行うために必要な中間処理施設や中間保管施設整備に対する補助の拡充が必要となっています。

< 農林水産部林業水産課有害鳥獣対策室 >

[農林水産部中山間農業・畜産課]

【環境省】

県 国 野生鳥獣の個体数調査方法の確立と調査の実施について

(要望)

実態に近い個体数の把握が可能となる、獣種別の全国で統一された調査方法を確立すること
県内を細分化した獣種別の個体数や分布状況の調査を実施すること

効果的な鳥獣害対策を行うためには、個体数や分布状況を把握することが非常に重要です。環境省では統計的手法を用いた全国の個体数推定（ニホンジカ・イノシシ）を実施していますが、現在の手法による個体数推定値は、上限と下限の幅が広く、実態に合った個体数が把握できないため、本市が捕獲目標などを策定するうえでの基準値とするには、不十分なものとなっています。

また、県ではニホンジカ、ツキノワグマ、ニホンザルについては調査を行い県内の個体数の推計を行っていますが、イノシシ、カラス等は個体数を推定していません。

さらに、鳥獣は市町境を越えて動くため、市町単独では個体数や分布状況の正確な把握が困難です。

捕獲目標などを策定するためには、個体数や分布状況をもとに計画することが重要であるため、できるかぎり実態に近い個体数の把握が可能となる獣種別の調査方法の確立と調査の実施が必要です。

< 農林水産部林業水産課有害鳥獣対策室 >

■ 農村基盤に関すること 【巻末資料(1)参照】

[農林水産部農村振興課]

【農林水産省】

県国 農業の競争力強化対策の推進について

農業競争力強化農地整備事業（県営）清水山地区

（要望）

水路の改修やほ場の大区画化等の整備を行い、水田農業の低コスト化と高収益作物の導入による安定的な農業経営が図れるよう、令和4年度事業採択に向け特段の配慮をすること

国は、令和2年3月に「食糧・農業・農村基本計画」を策定し、担い手への農地集積・集約化や生産コストの削減を進め、農業の競争力を強化するため農地の大区画化を推進しています。また、県は平成31年3月に「新ふくいの農業基本計画」を策定し、スマート農業に最適なほ場整備に対して支援を行っています。本市においては、「福井市農業活性化プラン」を策定し、国・県の補助事業・交付金を活用しながら、稲作と園芸を組み合わせた複合経営への転換や農地・農村環境の維持・活性に向けて実施する県営事業に対して支援しています。

清水山地区のほ場は、整備後約40年が経過し、施設の老朽化及び軟弱地盤による水路の不当沈下に伴う排水機能の低下や湿田状態が著しいため、施設の維持管理や転作の展開が難しく大型機械の導入も困難である等、営農に苦慮しています。

< 農林水産部農村整備課 >

[農林水産部農村振興課]

【農林水産省】

県国 農村地域の防災減災対策の推進について

農村地域防災減災事業（県営）合谷地区

（要望）

防災重点農業用ため池の防災工事を行い、地域住民の安全と災害に強い農村づくりを推進するため、令和4年度事業採択に向け、特段の配慮をすること

国は、総合的な防災・減災対策を実施することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全を図り、災害に強い農村づくりを推進しています。

本市においては、国・県の補助事業・交付金を活用した県営事業にて、地域の防災・減災対策を推進しています。

合谷地区のため池は大正時代に造成され、取水施設が取水塔形式となっていることや、堤体法面の浸食、漏水が発生しており、維持管理に苦慮しています。また、令和2年度に実施された地震・豪雨耐性評価の調査により基準値を下回る結果となっています。

< 農林水産部農村整備課 >

[農林水産部農村振興課]

【農林水産省】

県国 農業の競争力強化対策の推進について

農業競争力強化農地整備事業（団体営）合谷地区

（要望）

農地の大区画化・汎用化の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するため、令和4年度事業採択に向け、特段の配慮をすること

国は、令和2年3月に「食糧・農業・農村基本計画」を策定し、担い手への農地集積・集約化や生産コストの削減を進め、農業の競争力を強化するため農地の大区画化を推進しています。また、県は平成31年3月に「新ふくいの農業基本計画」を策定し、スマート農業に最適なほ場整備に対して支援を行っています。

本市においては、「福井市農業活性化プラン」を策定し、経営基盤の強化、生産性の向上に向けた農地の大区画化・汎用化を実施する県営事業に対して支援しています。

合谷地区のほ場については、現在、非補助土地改良事業により区画拡大や用水路整備を実施していますが、暗渠排水は整備していない状況です。

< 農林水産部農村整備課 >

[農林水産部農村振興課]

【農林水産省】

県国 農地の耕作条件改善の推進について

農地耕作条件改善事業（団体営）高屋地区

（要望）

農地の畦畔除去による区画拡大を実施し、生産コストを促進させ、農業競争力の強化を推進するため、令和4年度事業採択に向け、特段の配慮をすること

国は、意欲ある農業者に対して農業を継続できる環境を整えるため、区画整理や暗渠排水、用排水路、農作業道などの地域のニーズに沿った基盤整備を支援しています。

本市においては、国・県の補助事業・交付金を活用した県営事業にて、農業者の環境づくりを支援しています。

高屋地区は、平成30年に農業法人を設立し、農地集積や作業機械の大型化を図り、生産コストの低減に努めているものの、基盤状況は標準区画30aであり、作業機械の能力が十分に発揮されておらず、更なる生産コスト削減に苦慮しています。

< 農林水産部農村整備課 >

[農林水産部農村振興課]

【農林水産省】

県国 農村地域の防災減災対策の推進について

農村地域防災減災事業（県営）滝波地区

（要望）

滝波ダムの施設機能診断により策定した機能保全計画に基づき、最適な保全対策を実施するため、令和4年度事業採択に向け、特段の配慮をすること

国は、総合的な防災・減災対策を実施することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全を図り、災害に強い農村づくりを推進しています。

本市においては、国・県の補助事業・交付金を活用した県営事業にて、地域の防災・減災対策を推進しています。

滝波ダムは、昭和53年度から63年度にかけ県営防災ダム事業で造成された施設であり、造成後約30年以上経過しているため、洪水吐等のコンクリート施設については、ひび割れや目地部欠損等の損傷が生じている状態です。また、水管理システム等の施設機械類については平成16年度～18年度にかけ、県営防災ダム事業で更新しましたが、耐用年数の15年を経過しようとしている状況です。

< 農林水産部農村整備課 >

[農林水産部農村振興課]

【農林水産省】

県国 農業集落排水の安定的な運用について（下味見地区）

（要望）

農村環境の水質保全が図れるよう、集落排水事業（下味見地区）の機能強化事業について、令和4年度の新規事業として採択すること

本市では、昭和55年度から農業集落排水事業を開始し、平成26年度に整備を完了しました。しかし、事業開始当初に建設された処理施設の多くが老朽化してきており、施設の機能を維持し安定的な運用を確保するために、機能強化事業により施設の更新又は修繕を順次行っています。

新規採択を要望している「下味見地区」については、供用開始後17年を経過しており、経年による施設の老朽化により維持管理費が増大し、安定的な処理について憂慮しています。

< 農林水産部農村整備課 >

■ 道路に関する事 【巻末資料(2)参照】

[土木部道路建設課]

【国土交通省】

県 国 一般県道 徳光福井線バイパスの早期整備について

(要望)

徳光町から下細江町区間の早期完成及び下細江町から一般国道158号までの早期事業化をすること

本路線は、狭隘区間や屈曲する箇所があり、冬期間は積雪による交通障害が発生しています。こうした状況を受け、平成17年5月に地域の意見を反映できるよう、地元関係者と県、市から成る「道づくり協議会」が設置され、平成19年3月には徳光町から一般国道158号までの概略ルートが定まりました。平成25年度より徳光町から下細江町の区間について整備が進められてきましたが、下細江町から一般国道158号までの区間は事業化されていない状況となっています。

本路線は、一般県道徳光鯖江線と連絡することで本市と鯖江市を結び、一般国道8号のバイパス道路としての役割を担っています。積雪時の走行性及び定時性の確保に加え、国道8号の交通混雑の緩和により、経済活動の活性化や地域振興に寄与することが期待されています。そのため、現在整備中の徳光町から下細江町区間の早期完成と、未整備である下細江から一般国道158号区間の早期事業化が必要不可欠となっています。

< 建設部道路課 >

■ 河川、砂防、海岸、港湾に関する事 【巻末資料(3)参照】

[土木部河川課]

県 河川改修事業(芳野川・大森川)について

(要望)

一級河川芳野川への排水機場を整備すること

一級河川大森川の常設ポンプの設置や樋門の拡幅など浸水対策に向けた工事を行うための計画を策定すること

県管理の一級河川である芳野川は、森田北東部土地区画整理事業により河川用地を生み出し、県施工により改修が完了していますが、排水機場は未整備となっています。排水時に道路を横断してホースを設置するため、迅速な対応が困難であり、車両の通行に支障をきたしています。

また、一級河川大森川については、九頭竜川合流部において、樋門の断面不足により浸水被害を受けやすくなっており、排水時に仮設ポンプを設置するため、迅速な対応が困難な状況です。

< 建設部河川課 >

県 県単急傾斜地崩壊対策事業について

(要望)

事業進捗を図るため、事業予算枠の拡大と指定申請に必要な測量試験費や、工事実施に伴う補償費等を補助対象へ拡充すること

福井市内には、急傾斜地の崩壊による土砂災害特別警戒区域の箇所が1,597箇所指定されています。これらの内、一定の要件を充たす箇所において県単急傾斜地崩壊対策事業を実施していますが、近年大雨による土砂災害が全国で多発しており、住民から急傾斜地崩壊対策事業の要望が増えています。

本市には当事業の対象箇所が数多く存在し、住民生活を脅かしていることから、一刻も早く対策を講じる必要があります。

また、県単急傾斜地崩壊対策事業について、指定申請に必要な測量試験費や、工事実施に伴う補償費等が補助対象外となっているため、事業費に対する市の負担が大きくなっています。

< 建設部河川課 >

■ 水道、下水道に関すること

【厚生労働省 / 環境省】

国 地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応について

(要望)

水道事業の供給区域内における新規専用水道の設置規制等を含む新たな揚水規制について法整備及び対応策を講じること

近年、水使用の合理化・経済性の観点から、地下水等の膜処理水と水道事業者が供給する水道水とを混合して給水する、又は通常は地下水等により給水し、バックアップ用として水道水を使用するなどの専用水道の設置が全国的に増加してきています。

水道水をバックアップとして使用する場合は、配水管内に停滞水が溜まりやすく、安全面への影響が懸念されます。さらに、地下水の利用拡大は、地盤沈下など環境への影響のほか、水道水の水源である地下水の枯渇などの影響が懸念されます。

また、地下水は、雨水浸透施設等、行政が行う地下水涵養の取組によってもたらされている一面もあるなど公益的なものであり、特定の需要者の利益のため独占的に利用されることは、公平性に欠くものです。

専用水道を有する施設であっても、非常時に備え施設規模にあわせた給水管を設置していますが、施設規模に対して少量の水道水しか使用されない場合、水道施設の維持管理に係る経費は適正な負担にならず、一般の使用者の負担増を招くこととなります。

< 企業局上下水道経営部経営管理課 >

[健康福祉部医薬食品・衛生課]
【厚生労働省】

県国 水道施設の耐震化事業に対する支援について

(要望)

水道施設の耐震化を促進するため、配水池等の水道施設耐震化事業を対象事業とする、生活基盤施設耐震化等交付金（緊急時給水拠点確保等事業）が活用できるよう、採択基準の緩和措置をすること

近年頻発する大規模な地震により、国内各地において水道施設が甚大な被害を受け、広範囲に長期断水が生じ、多くの市民のライフラインに重大な支障をきたしていることから、被害を未然に防ぐために耐震化を進めることが急務となっています。

本市においては、将来にわたって市民に安全で安心な水道水を安定的に供給し続けられるよう、令和元年度に「福井市水道事業ビジョン2020」を策定し、耐震化を進めているところですが、未だ多くの施設が耐震基準を満たしていない状況にあります。

今後、配水池など更新時期を迎える施設も増加していく一方で、人口減少や節水機器の普及による給水収益の減少が見込まれることから、財源の確保は厳しく、耐震化事業の計画的な実施が難しいのが実情です。

<企業局上下水道事業部水道管路課>

[土木部河川課]

【国土交通省】

県 国 下水道施設の改築更新に対する支援について

(要望)

下水道施設の老朽化及び浸水対策への安定的かつ継続的な支援をすること

本市の下水道施設は、耐震基準に満たない施設も多く、設備についても耐用年数を超え、老朽化が深刻な状況であることから、計画的な改築更新が必要です。

また、近年頻発する浸水被害に対応できるようポンプ場等の耐水化及び機能強化が急務となっています。

特に、本市の加茂河原ポンプ場の改築更新は、浸水被害の軽減や耐震化、公衆衛生の確保の観点からも確実な事業実施が求められています。

併せて、将来にわたって安定した下水道サービスを提供するためには、ストックマネジメント計画に基づく、老朽化した設備の改築事業についても着実に進めていく必要があります。「防災・安全交付金」について、要望額どおりの財源確保が不可欠となっております。

さらに、今後、足羽ポンプ場など改築更新が必要な施設を計画的に実施していくためには、安定的かつ継続的な支援が必要です。

< 企業局上下水道経営部経営管理課、上下水道事業部下水施設課 >

■ 教育環境に関すること

[教育庁義務教育課]

【 文部科学省 】

県 国 A L T 配置に対する支援について

(要望)

小学校 A L T 配置のための支援をすること

本市では全国に先駆けて平成 30 年度から小学 5・6 年生で外国語科、3・4 年生で外国語活動の授業を行っています。中学校には県が A L T を配置していますが、小学校については福井市で専属 A L T を雇用しています。令和 2 年度から 2 名増員し、全 12 名の専属 A L T が、5・6 年生の各学級に年間 24 回、3・4 年生の各学級に年間 9 回訪問しています。専属 A L T が訪問する授業は、5・6 年生では年間 70 時間のうち 35% 程度、3・4 年生では年間 35 時間のうち 25% 程度にとどまっております。専属 A L T が訪問しないときは、学級担任や教科担当教諭が 1 人で授業を行っています。

児童たちがネイティブ・スピーカーの英語を聞くことや、ネイティブ・スピーカーと英語で話すことなど、英語に慣れ親しむ時間を十分に持つために、また、学級担任や教科担当教諭が充実した英語・外国語活動の授業を行うためには、A L T の更なる増員が必要です。

A L T 増員に係る市の負担が大きくなる中、国や県の支援を要望します。

< 教育委員会事務局学校教育課 >

[教育庁教職員課]

【文部科学省】

県 国 特別支援教育充実のための人員の配置について

(要望)

特別支援学級においてきめ細かな指導ができるよう、在籍する人数や障がいの程度によって支援員を配置する制度を創設すること

通常学級においても特別な支援を必要とする子どもたちに対応できるよう、通級による指導担当教員や、支援員を適正に配置するための支援制度を拡充すること

特別支援学級においては、国の学級編制の標準は、障がい種別を問わず上限 8 名までとなっています。児童生徒の実態と指導内容、学年、保護者のニーズも様々であり、最大 8 名の児童生徒に 1 人の教員できめ細かな指導をするには限界があります。

また、自閉症、情緒障害学級において、担任 1 人での多動や衝動性への対応は困難です。

さらに、インクルーシブ教育が浸透するのに伴い、本来特別支援学校へ就学することが望ましい児童生徒が地域の学校へ就学する事例が増えています。加えて、通常学級においても特別な支援・配慮を要する児童生徒が増加しており、通級指導や支援員によるサポートが求められています。

これらのことから、特別支援学級や通級指導、通常学級での支援を行う教員や支援員を確保していくことが必要です。

そのため、特別支援学級においても在籍する人数や特別支援学校対象の児童生徒数によって支援員を配置する制度の創設及び、通級による指導担当教員や、支援員を適正に配置するための支援制度の拡充を強く要望します。

< 教育委員会事務局学校教育課 >

[教育庁教職員課]

【文部科学省】

県 国 栄養教諭・学校栄養職員の配置基準見直しについて

(要望)

栄養教諭・学校栄養職員の配置基準を見直し、共同調理場方式における栄養教諭及び学校栄養職員の配置を拡充すること。

また、共同調理場方式の場合の配置基準について、10,000人以上等の大規模な共同調理場にも対応した区分を設けること。

栄養教諭・学校栄養職員の配置基準は、共同調理場方式の場合、児童生徒数 1,500 人以下で 1 人、1,501 人から 6,000 人で 2 人、6,001 人以上で 3 人、単独調理校では、児童生徒数 550 人未満の学校 4 校に 1 人、550 人以上の学校で 1 人となっています。共同調理場方式の配置基準は、単独調理校方式と比較すると、基準の児童生徒数が多く、また、6,001 人以上が上限で、それ以上の区分がありません。近年、全国的にも 10,000 食以上の大規模な共同調理場が整備されてきている中、現在の基準では実態にそぐわない状況となっています。

また、学校給食の実施は、国の地方交付税算定基準において民間委託等の効率的な運営が標準とされており、単独調理校から共同調理場への集約を図り、調理業務等を民間委託せざるを得ない状況となっています。

このような中、仮に、単独調理校の学校を集約して給食センターを整備した場合、栄養教諭・学校栄養職員の配置数は大きく減少することとなります。また、既存の給食センターを廃止して、より大規模な給食センターを整備する場合にも、栄養教諭・学校栄養職員の配置数が減少することとなります。

その結果、栄養教諭・学校栄養職員には、「食に関する指導」と「給食管理」の職務がありますが、「食に関する指導」の業務量は、児童生徒数または学校数に比例して増加するため、栄養教諭・学校栄養職員が減少した場合、児童生徒への食育指導の機会を減らさなければならなくなります。また、給食提供において、食物アレルギーへの対応が必要な児童生徒数が増えており、その対応を行うための業務量も児童生徒数に比例して増加するため、十分な対応が出来なかったり、担任に負担がかかったりする恐れがあります。

単独調理校方式や共同調理場方式など、どのような給食提供の方式でも、必要な人数の栄養教諭・学校栄養職員が確保され、安全・安心な給食を提供すること、児童生徒への食育指導の機会を確保していくことが重要であると考えています。

< 教育委員会事務局保健給食課 >

■ 財源確保、事業推進等に係る要望

本市では、中核市移行に伴い、地域の拠点都市として、近隣の市町と連携し、経済成長の牽引や都市機能の集積・強化を図ることにより、人口減少・少子高齢化等の諸課題の解決に積極的に取り組んでいます。

こうした中で、極めて厳しい財政状況において、本市はこれらの課題に対し、持続可能な社会を実現するための取組として、子育て環境の整備や教育環境の充実、社会資本の長寿命化などを着実に進めていく必要があります。

本市が地域の拠点都市としての役割を十分に果たしていくため、次に掲げる施策の推進及び予算措置について、特段の配慮をお願いいたします。

都市機能

北陸新幹線に関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
	福井駅舎に合築する拡張施設整備について 令和3、4年度で拡張施設（仮称：観光交流センター）を整備するため、都市施設整備費用について支援すること （国庫：都市構造再編集中支援事業補助金1/2、県1/4、市1/4）	地域戦略部 新幹線建設推進課 土木部 都市計画課 国土交通省	都市戦略部 新幹線整備課	

中心市街地のまちづくりに関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
	市街地再開発事業等について 市街地再開発事業補助金について、国の予算措置に合わせて事業が執行できるよう必要な予算を確保すること 民間による市街地再開発事業や共同建替え事業について、スマートウェルネス住宅等推進事業補助金の予算措置をすること	土木部 都市計画課 国土交通省	都市戦略部 都市整備課	
	福井城址周辺整備事業について 「県都デザイン戦略」に基づき、観光客等の回遊性を向上させるため、福井城址周辺や養浩館等の歴史資源をつなぐ城址周辺道路整備事業の予算を確保すること 計画期間内の着実な事業推進のため、都市構造再編集中支援事業（個別支援制度）による確実な予算措置をすること	土木部 都市計画課 国土交通省	都市戦略部 都市整備課	

公共交通に関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
	J R福井駅周辺における鉄道駅の自転車駐車場の新設及び更新について J R福井駅周辺において、鉄道駅の自転車駐車場の新設や、更新をする場合の財政支援をすること	地域戦略部 並行在来線課 交通まちづくり課	都市戦略部 自転車利用推進課	
	J R福井駅周辺におけるシェアサイクルの事業拡大について J R福井駅周辺におけるシェアサイクルの事業運営の拡大に対する財政支援をすること	地域戦略部 交通まちづくり課	都市戦略部 自転車利用推進課	

生活・防災

大雪等に関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
	雪寒指定道路の指定基準の緩和等について 雪寒事業について、雪寒指定道路の指定基準の緩和及び補助率をかさ上げし、除排雪経費への十分な財政措置を図ること	国土交通省	建設部 道路課	

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
	消雪施設整備及び除雪機械購入費等に対する社会資本整備総合交付金の総額確保について 冬期間の安全で安心な道路交通を確保するため、消雪設備の整備や除雪機械の購入費等に対する社会資本整備総合交付金の総額を確保すること	土木部 道路建設課 国土交通省	建設部 道路課	
	大雪等の自然災害による突発的な経費について 大雪等の自然災害は突発的に発生するものであり、市が事前に対応出来る施策には限界があるため、災害経費に係る県の新たな財政支援制度を創設すること 大雪時における市町村道の除雪に対する臨時特例措置について、対象路線の基準の緩和及び補助率をかさ上げし、地方財政への支援強化を図ること	地域戦略部 市町協働課 国土交通省	財政部 財政課 建設部 道路課	

環境に関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理に係る財政支援等について ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処分期限が迫る中、対象事業者に適正な処分を履行させるための調査や周知広報及び対象者による処理が困難となった場合の行政代執行には大きな財政負担を伴うことから、当該費用についての財政支援を国庫補助金により行うこと PCB廃棄物の適正な処理促進に関する周知広報を拡充すること、特にテレビCMは周知効果が高いことから、頻度・期間等を拡大し実施すること	環境省	市民生活部 環境廃棄物対策課	

福祉・保健

子育て福祉に関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
	全国一律の子どもの医療費助成制度の創設、並びに子ども医療費等の現物給付を理由とする国民健康保険における療養給付費負担金及び調整交付金の減額措置の全廃について 全ての子どもが平等に医療サービスを受けることができるよう、全国一律の医療費助成制度を創設すること	厚生労働省	福祉保健部 子ども福祉課	
	貧困やひとり親家庭の子どもに対する学習支援事業について ひとり親家庭及び生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業を積極的に行うことができるよう、補助率の見直しをすること	厚生労働省	福祉保健部 子ども福祉課	

障がい福祉に関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
	市単独事業のタクシー利用等に係る外出支援について 在宅の障がい者が日常生活を行うためのタクシー利用料金の一部を助成する事業に対する支援制度を創設すること	健康福祉部 障がい福祉課	福祉保健部 障がい福祉課	

介護・長寿福祉に関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
	介護予防・日常生活支援総合事業の推進について 介護予防・日常生活支援総合事業の主体となるNPO・ボランティア団体などに対し、人材確保や活動拠点整備への助成等、立ち上げ時だけでなく事業の安定運営までの継続的な財政支援をすること	健康福祉部 長寿福祉課 厚生労働省	福祉保健部 地域包括ケア推進課	
	成年後見制度の利用促進に向けた支援について 成年後見制度の利用を促進するため、市民後見人の育成に対する財政支援を行うこと	健康福祉部 長寿福祉課	福祉保健部 地域包括ケア推進課	

保健・衛生に関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
県	がん検診費補助の拡大について 「市町検診受診率アップ推進事業」の検診補助単価の増額と補助減額の仕組みを廃止すること	健康福祉部 保健予防課	福祉保健部 健康管理センター	
県	ふくい健康づくり推進事業補助金の再開について 令和2年度で廃止された「元気な福井の健康づくり応援計画（健康増進計画）」に基づく「一市町一健康づくり」の取組への財政支援（ふくい健康づくり推進事業補助金）を再開すること	健康福祉部 健康政策課	福祉保健部 健康管理センター	
国	がん検診の受診促進について 「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の対象年齢の拡大と胃がん、肺がん、大腸がんを助成対象がんに追加すること	厚生労働省	福祉保健部 健康管理センター	
県 国	30歳からの5歳節目年齢の歯周疾患検診について 歯周疾患検診の補助対象年齢を30歳からの5歳節目年齢に拡大すること	健康福祉部 健康政策課 厚生労働省	福祉保健部 健康管理センター	

農林水産業

農業に関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
国	農地中間管理機構事業について 農地集積のインセンティブとなっている機構集積協力金について、十分な予算の配分と更なる上乘せ支援をすること	農林水産省	農林水産部 農政企画課	
県 国	中央卸売市場ライフライン更新について 中央卸売市場は市民への食料供給や、更には災害時における集積等の拠点としての機能を有しており、老朽化に伴うライフライン等の更新へ財政支援をすること	農林水産部 流通販売課 農林水産省	農林水産部 中央卸売市場	

林業・水産業に関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
県	間伐材搬出拡大事業について 中小の林業事業体が間伐材の搬出に積極的に取り組むことができるよう、間伐材搬出拡大事業の補助単価を拡充すること	農林水産部 県産材活用課	農林水産部 林業水産課	
県	水産物供給基盤機能保全事業について（漁港施設機能保全） 水産物供給基盤機能保全事業に対する支援制度を創設すること	農林水産部 水産課	農林水産部 林業水産課	
県	海岸漂着物地域対策推進事業補助金について 海岸漂着物地域対策推進事業補助金が年度途中で枯渇することがないよう、十分な財源を確保すること	安全環境部 循環社会推進課	農林水産部 林業水産課 農村整備課	
国	間伐の推進及び間伐材の安定供給を進めるために必要な森林整備について 森林の有する多面的機能を発揮させるため、必要な森林整備に対する安定的な財政措置をすること	農林水産省	農林水産部 林業水産課	
国	森林・山村多面的機能発揮対策交付金について 森林・山村多面的機能発揮対策交付金の地方公共団体の財政的な負担を軽減すること	農林水産省	農林水産部 林業水産課	

有害鳥獣に関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
県	電気柵の更新について 電気柵の一部更新や部品交換に対する県補助制度を創設（新規、更新と同様の事業費の1/3補助）すること	農林水産部 中山間農業・畜産課	農林水産部 林業水産課 有害鳥獣対策室	
国	鳥獣被害防止総合対策交付金（ソフト）について 有害鳥獣の捕獲の強化を図るため、捕獲機材の整備等に対する補助金額上限額を引き上げ、必要な予算を確保すること	農林水産省	農林水産部 林業水産課 有害鳥獣対策室	
県 国	有害獣処理について 捕獲獣の種別で定めた1頭当りの上限単価を引き上げること 狩猟期間におけるイノシシの有害捕獲に対しての支援を拡充すること	農林水産部 中山間農業・畜産課 農林水産省	農林水産部 林業水産課 有害鳥獣対策室	
県 国	ネット柵・金網柵及び電気柵の設置について 特に最近要望の多い金網柵への必要な補助金予算を確保すること 有害獣による農作物被害を軽減するため、ネット柵・金網柵・電気柵の設置に対する支援を継続すること	農林水産部 中山間農業・畜産課 農林水産省	農林水産部 林業水産課 有害鳥獣対策室	

農村基盤に関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
県 国	農業農村整備事業について 農業従事者の高齢化・後継者問題、産地間競争の激化など農業経営が厳しくなる中、本市農業の発展と農業基盤施設の永続的な維持管理のため、農業農村整備事業に係る地元負担軽減措置をすること	農林水産部 農村振興課 農林水産省	農林水産部 農村整備課	
県 国	多面的機能支払交付金事業について 多面的機能支払交付金のうち、資源向上活動（長寿命化）や同事業における事務処理等に係る推進交付金（市町）の予算が要求額を下回り、農業施設の長寿命化への取組が困難になっているため、必要な財源を確保すること	農林水産部 農村振興課 農林水産省	農林水産部 農村整備課	
県 国	地籍調査事業について 土地所有者の高齢化等により地籍調査が年々困難になっていく中、農村部からは速やかな事業実施が求められているため、地籍調査事業に対して、継続して財政支援するとともに、地籍調査事業の推進を図る地籍調査に係る人件費について、国庫補助対象とすること また、現地調査等の調査手続きの見直し、地域特性に応じた効率的な調査手法の導入を進めること	農林水産部 農村振興課 国土交通省	農林水産部 農村整備課	
県 国	水利施設等保全高度化事業について（県営）（主計地区） 農業用水の安定的な供給や老朽化した農業水利施設等の保全管理と長寿命化を図るため、継続して財政支援すること	農林水産部 農村振興課 農林水産省	農林水産部 農村整備課	
県 国	農村地域防災減災事業について（県営）（八ヶ川地区、大安寺地区（第一・第二）、主計地区、天津地区、大土呂地区） 農業農村地域における防災減災対策を推進し持続的な発展を図るため、排水機場などの基幹水利施設の機能強化に対して、継続して財政支援すること	農林水産部 農村振興課 農林水産省	農林水産部 農村整備課	
県 国	農山漁村地域整備交付金について（県営）（川西地区） 農作物の輸送時の荷傷み防止や通行の安全性及び利便性の確保を図るため、農免道路の舗装改修に対して、継続して財政支援すること	農林水産部 農村振興課 農林水産省	農林水産部 農村整備課	
県 国	農業競争力強化農地整備事業について（県営）（上文殊地区、文殊地区、清水杉谷地区） 将来の農業を担う生産者の効率的かつ安定的な経営を図るため、農地の利用集積促進と生産基盤整備の一体的な実施に対して、継続して財政支援すること	農林水産部 農村振興課 農林水産省	農林水産部 農村整備課	

道路に関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
県	主要地方道 福井四ヶ浦線・福井大森河野線の整備について（巻末資料） 幅員狭小・線形不良区間の解消及び土砂崩れや落石に対する道路防災対策による安全で安心な道路環境の確保のため、整備事業の推進を図ること	土木部 道路建設課 道路保全課	建設部 道路課	
県	一般県道 京善原目線の整備について（巻末資料） 中部縦貫自動車道開通に伴う交通量増加に対応する安全で安心な道路環境の確保のため、道路拡幅及び歩道整備の推進を図ること	土木部 道路建設課	建設部 道路課	
県	一般県道 東郷麻生津線の整備について（巻末資料） 幅員狭小を解消し、幹線道路としての安全で円滑な交通の確保のため、整備事業の推進を図ること	土木部 道路建設課	建設部 道路課	
県	一般県道 上一光・大丹生線の防災・改良について（巻末資料） 土砂崩れや落石に対する道路防災対策や幅員狭小を解消し、安全で安心な道路環境の確保のため、改良事業の推進を図ること	土木部 道路保全課 道路建設課	建設部 道路課	
県	主要地方道 福井加賀線の歩道整備について（巻末資料） 安全で安心な道路環境の確保のため、道路拡幅及び歩道整備の事業化をすること	土木部 道路建設課	建設部 道路課	
国	「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の推進について 自然災害時に重要インフラが確実に機能維持できるよう、防災・減災、国土強靱化対策に必要な予算を確保すること	国土交通省	建設部 道路課	
県 国	[中部縦貫自動車道の整備促進] 中部縦貫自動車道大野油坂道路の予算確保と早期完成・開通について（巻末資料） 北陸新幹線敦賀開業による効果を相乗的に高めるため、大野油坂道路の早期開通に向け事業費財源を確保すること	土木部 高規格道路課 国土交通省	建設部 道路課	
県 国	[道路改良関係] 一般国道416号〔白方～布施田バイパス〕の整備について（巻末資料） 観光振興、地域経済・産業の発展、福井市街地と福井港やテクノポート企業等との物流の円滑化及び地域間交流・連携の強化のため、バイパス整備の予算配分及び整備推進を図ること	土木部 道路建設課 国土交通省	建設部 道路課	
県 国	一般国道158号〔境寺～計石バイパス〕の整備について（巻末資料） 交通渋滞や交通事故の解消、地域間交流・連携の強化及び冬期間の安全な交通の確保のため、バイパス整備の予算配分及び整備推進を図ること	土木部 道路建設課 国土交通省	建設部 道路課	
県 国	一般県道 福井森田丸岡線〔新九頭竜橋（仮称）〕の整備について（巻末資料） 道路（一般県道 福井森田丸岡線）・新幹線の一体橋である新九頭竜橋（仮称）の整備による交通渋滞の解消のため、予算配分及び整備推進を図ること	土木部 道路建設課 国土交通省	建設部 道路課	
県 国	一般国道305号の整備について（巻末資料） 幅員狭小・線形不良区間の解消や、土砂崩れや落石及び高潮・高波に対する道路防災対策による安全な道路環境の確保のため、改良事業の予算配分及び整備推進を図ること	土木部 道路建設課 道路保全課 国土交通省	建設部 道路課	
県 国	主要地方道 清水美山線の立体交差化事業〔半田踏切の除去〕について（巻末資料） 地域間連携の強化及び安全で円滑な道路環境の確保のため、JR北陸本線踏切の立体交差化事業の予算配分及び整備推進を図ること	土木部 道路建設課 国土交通省	建設部 道路課	
県 国	主要地方道 丸岡川西線〔布施田橋〕架け替え事業について（巻末資料） 早期に旧橋撤去が完了するよう予算配分すること	土木部 道路建設課 国土交通省	建設部 道路課	

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
県 国	主要地方道篠尾勝山線の整備について（巻末資料） 中部縦貫自動車道永平寺大野道路の全面開通に伴う、地域産業の振興や魅力的な歴史観光ルートの形成及び交通不能区間解消による災害時の孤立防止のため、整備事業の予算配分及び整備推進を図ること	土木部 道路建設課 国土交通省	建設部 道路課	
県 国	市道の歩道整備（バリアフリー化）について（巻末資料） 既設道路の新たな歩道整備や段差解消等による安全で快適な歩行者空間の形成のため、バリアフリー化事業の予算配分をすること	土木部 道路建設課 国土交通省	建設部 道路課	
県 国	市道 環状西線の整備について（巻末資料） 交通の円滑化及び安全・安心な通学路の確保のため、変則交差点解消事業の予算配分をすること	土木部 道路建設課 国土交通省	建設部 道路課	
県 国	市道 川西国道線の整備について（巻末資料） 道路整備による福井市北部における東西交通の円滑化や歩道設置による児童生徒の通学の安全確保のための予算配分をすること	土木部 道路建設課 国土交通省	建設部 道路課	
県 国	[消雪関係] 県道の消雪設備の整備について（巻末資料） 県道の冬期間の安全な交通の確保及び経済活動と市民生活の安定のため、消雪設備整備の推進を図ること （一般県道稲津松岡線、一般県道舟橋松岡線、一般県道吉野福井線、一般県道大畑松岡線）	土木部 道路保全課 国土交通省	建設部 道路課	
県 国	市道の消雪設備の整備について（巻末資料） 冬期間における安全な通行の確保や安全、安心な市民生活と経済活動のため、市道（最重点除雪路線）の消雪設備整備に必要な予算配分をすること	土木部 道路建設課 国土交通省	建設部 道路課	
県 国	除雪機械購入について 持続可能な除雪体制の確立を図るため、計画的に大型・小型除雪機械を購入できるような予算配分をすること	土木部 道路建設課 国土交通省	建設部 道路課	
県 国	[道路メンテナンス関係] 橋梁の長寿命化について（巻末資料） 橋梁や横断歩道橋、門型標識等の道路施設の安全性・信頼性の確保のため、福井市橋梁長寿命化修繕計画等の個別施設計画に基づく補修等に必要予算配分をすること	土木部 道路建設課 国土交通省	建設部 道路課	

河川、砂防、海岸、港湾に関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
国	[直轄河川改修事業〔九頭竜川水系〕] 九頭竜川 九頭竜川・日野川フェニックス堤防整備事業について（灯明寺地区）（北野下地区）（天池地区） 浸透により堤防が決壊するおそれのある地点における浸透対策のための堤防強化の予算配分及び整備推進を図ること	国土交通省	建設部 河川課	
国	[直轄河川改修事業〔九頭竜川水系〕] 日野川 九頭竜川・日野川フェニックス堤防整備事業について（恐神地区）（大瀬地区）（西下野地区）（片粕地区） 日野川水防災・湿地創出事業について（久喜津地区）（朝宮地区） 流下能力不足に対応するための多様な生物を育む豊かな河川環境の再生も考慮した河道掘削、堤防高の不足に対応するための築堤、堤防断面の不足に対応するための築堤など、河川改修事業の予算配分及び整備推進を図ること	国土交通省	建設部 河川課	
国	九頭竜川上流ダム再生事業について 既設ダムの有効活用による洪水調節を実現化するため、九頭竜川上流におけるダム再生に必要な予算措置をすること	国土交通省	建設部 河川課	
県 国	[河川改修事業] 流域治水対策河川事業について（荒川、底喰川）【県施工】 流下能力が不足している一級河川について、事業が長期化し度重なる浸水被害が発生していることから、流域治水対策河川事業の予算配分及び整備推進を図ること	土木部 河川課 国土交通省	建設部 河川課	

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
	大規模特定河川事業について（底喰川）【県施工】 流下能力が不足している一級河川について、事業が長期化し度重なる浸水被害が発生していることから、大規模特定河川事業の予算配分及び整備推進を図ること	土木部 河川課 国土交通省	建設部 河川課	
	広域河川改修事業について（江端川）【県施工】 流下能力が不足している一級河川について、事業が長期化し度重なる浸水被害が発生していることから、広域河川改修事業の予算配分及び整備推進を図ること	土木部 河川課 国土交通省	建設部 河川課	
	大規模更新河川事業について（江端川） 江端川排水機場の機能を確保するため、長寿命化計画に基づき実施するポンプ設備等の更新の予算配分及び整備推進を図ること	土木部 河川課 国土交通省	建設部 河川課	
	総合流域防災事業について（八ヶ川北川、七瀬川）【県施工】 流下能力が不足している一級河川について、事業が長期化し度重なる浸水被害が発生していることから、総合流域防災事業の予算配分及び整備推進を図ること	土木部 河川課 国土交通省	建設部 河川課	
	総合流域防災事業について（準用河川底喰川）【市施工】 局地的な集中豪雨による浸水被害の軽減を図る総合流域防災事業について、早期完成のための予算配分をすること	土木部 河川課 国土交通省	建設部 河川課	
	流域貯留浸透事業について（底喰川流域）【市施工】 局地的な集中豪雨による浸水被害の軽減を図る流域貯留浸透事業について、早期完成のための予算配分をすること	土木部 河川課 国土交通省	建設部 河川課	
	[砂防事業等] 通常砂防事業について（未更毛川支川・大谷川支川）【県施工】 砂防河川未更毛川支川、大谷川支川における集中豪雨等による土砂災害を防止するため、砂防堰堤等の施設整備工事の予算配分及び整備推進を図ること	土木部 砂防防災課 国土交通省	建設部 河川課	
	急傾斜地崩壊対策事業について（加茂河原、西木田第2、清水山下、菅生）【県施工】 加茂河原他3地区における住宅に面した山林の崩壊を防止するため、擁壁工等の対策工事の予算配分及び整備推進を図ること	土木部 砂防防災課 国土交通省	建設部 河川課	
	地すべり対策事業について（大丹生地区）【県施工】 大丹生地区における地すべり対策事業の予算配分及び整備推進を図ること	土木部 砂防防災課 国土交通省	建設部 河川課	
	総合流域防災事業について（山奥第5・四十谷）【県施工】 山奥第5他1地区における住宅に面した山林の崩壊を防止するため、擁壁補強工の予算配分及び整備推進を図ること	土木部 砂防防災課 国土交通省	建設部 河川課	
	[海岸・港湾事業等] 福井港の北防砂堤延伸について【県施工】 航路への土砂流入の抑制を図るため、福井港北地区の防砂堤移設、延伸の予算配分及び整備推進を図ること	土木部 港湾空港課 国土交通省	建設部 河川課	
	福井港の航路浚渫について【県施工】 九頭竜川からの流下土砂の影響により過去に貨物船の座礁事故が発生していることから、船舶の安全航行のため継続した航路浚渫の実施のための予算配分をすること	土木部 港湾空港課 国土交通省	建設部 河川課	
	侵食対策事業について（浜住海岸） 破損した離岸堤の復旧及び人工リーフ整備を実施したが、今後も冬季の強い風浪により、砂浜が侵食されるおそれがあることから、継続した養浜等の実施のための予算配分をすること	土木部 砂防防災課 国土交通省	建設部 河川課	
	足羽川ダム建設事業の促進について 一日も早いダム完成のための必要な予算措置をすること	土木部 河川課 国土交通省	建設部 河川課	

住宅に関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
	耐震診断が義務付けられた大規模な建築物の耐震化について 耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられた大規模な建築物の耐震化に関する事業について、重点的な支援を行うため、継続した必要な予算措置をすること	土木部 建築住宅課 国土交通省	建設部 建築指導課	
	[市営住宅整備の推進] 耐震化のための建替等や住環境改善のための事業について 市営住宅の耐震化のための建替等や住環境改善のための事業について、整備を推進するため、継続した必要な予算措置をすること	土木部 建築住宅課 国土交通省	建設部 市営住宅課	
	地域優良賃貸住宅整備事業等の住宅整備及び家賃支援について 地域優良賃貸住宅支援事業を実施するうえでの家賃支援にかかる県費補助について、新たな予算措置をすること 社会資本整備総合交付金の必要額の配分について、継続した必要な予算措置をすること	土木部 建築住宅課 国土交通省	建設部 住宅政策課	

公園に関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
	足羽山公園等の再整備について（園路及び人道橋の更新） 市民の憩いや健康増進の場であり、観光資源でもある足羽山公園を安全に利用できるよう、公園内施設の再整備に対する必要な予算措置をすること	土木部 都市計画課 国土交通省	建設部 足羽山公園事務所	
	都市公園整備事業について（森田地区2号、5号、6号、10号公園） 近年の激甚化・頻発化する自然災害に対する防災機能の強化を図るため、指定緊急避難場所として、森田地区2号、5号、6号、10号公園の整備に継続した必要な予算措置をすること	土木部 都市計画課 国土交通省	建設部 公園課	
	長寿命化計画に基づく市内公園施設の更新について（長寿命化計画に基づく施設更新） 長寿命化計画に基づき実施する施設更新に継続した必要な予算措置をすること	土木部 都市計画課 国土交通省	建設部 公園課	

水道、下水道に関すること

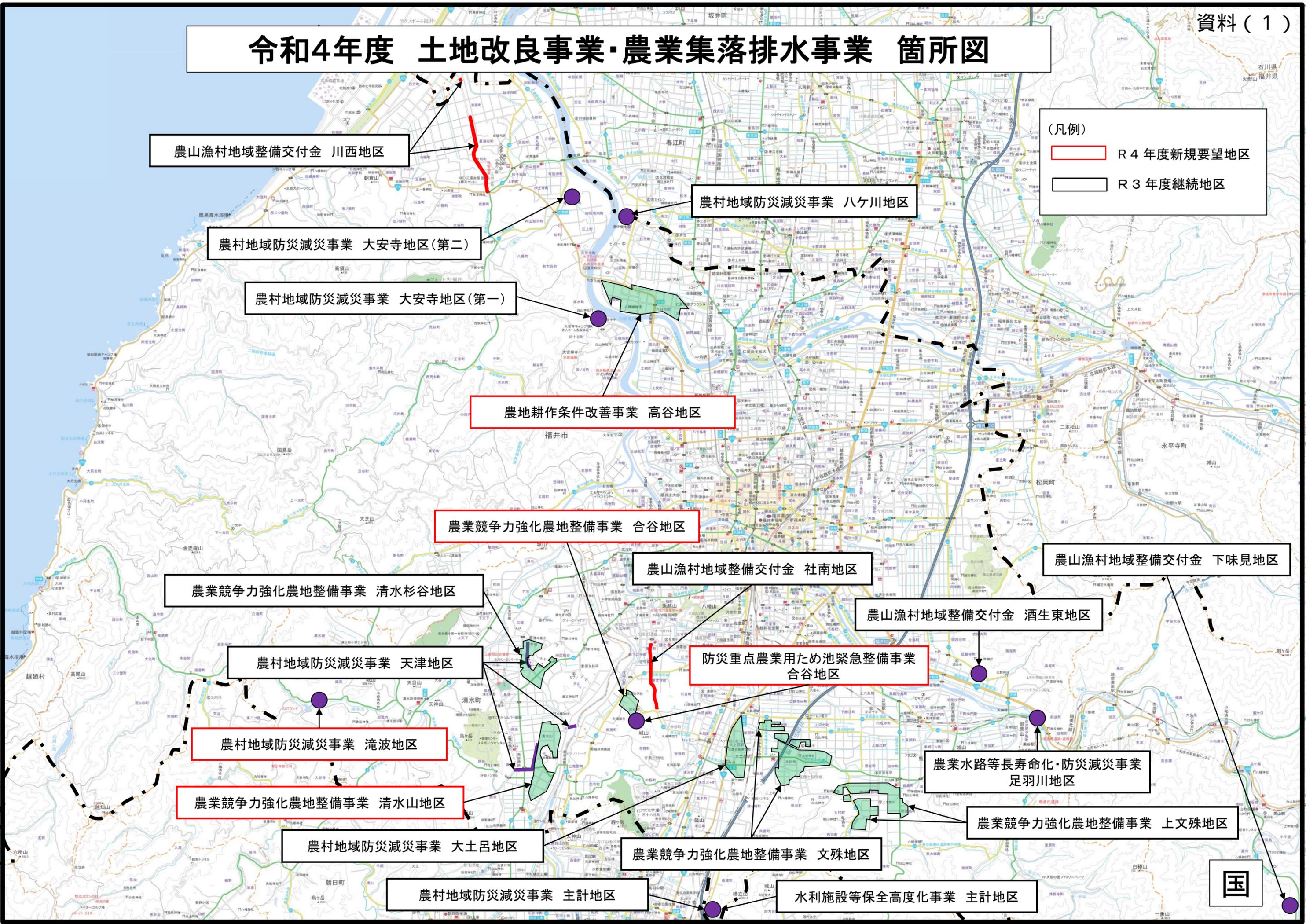
要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
	下水道未普及地区解消について 計画区域における未普及解消のための事業費について、必要な交付金の配分をすること	土木部 河川課 国土交通省	企業局 上下水道経営部 経営管理課	

教育

児童生徒に関すること

要望	要望内容	要望先	福井市 担当部局	備考
	中学校の生徒の健康診断における血糖検査の制度化について 中学校の生徒の健康診断における血糖検査の制度化と実施にかかる経費に対する支援をすること	教育庁 保健体育課 文部科学省	教育委員会事務局 保健給食課	

令和4年度 土地改良事業・農業集落排水事業 箇所図

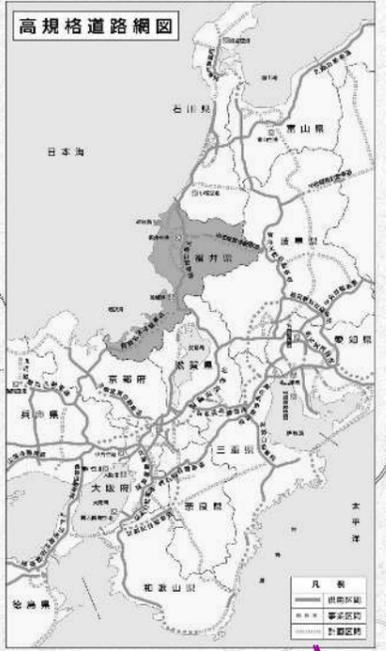
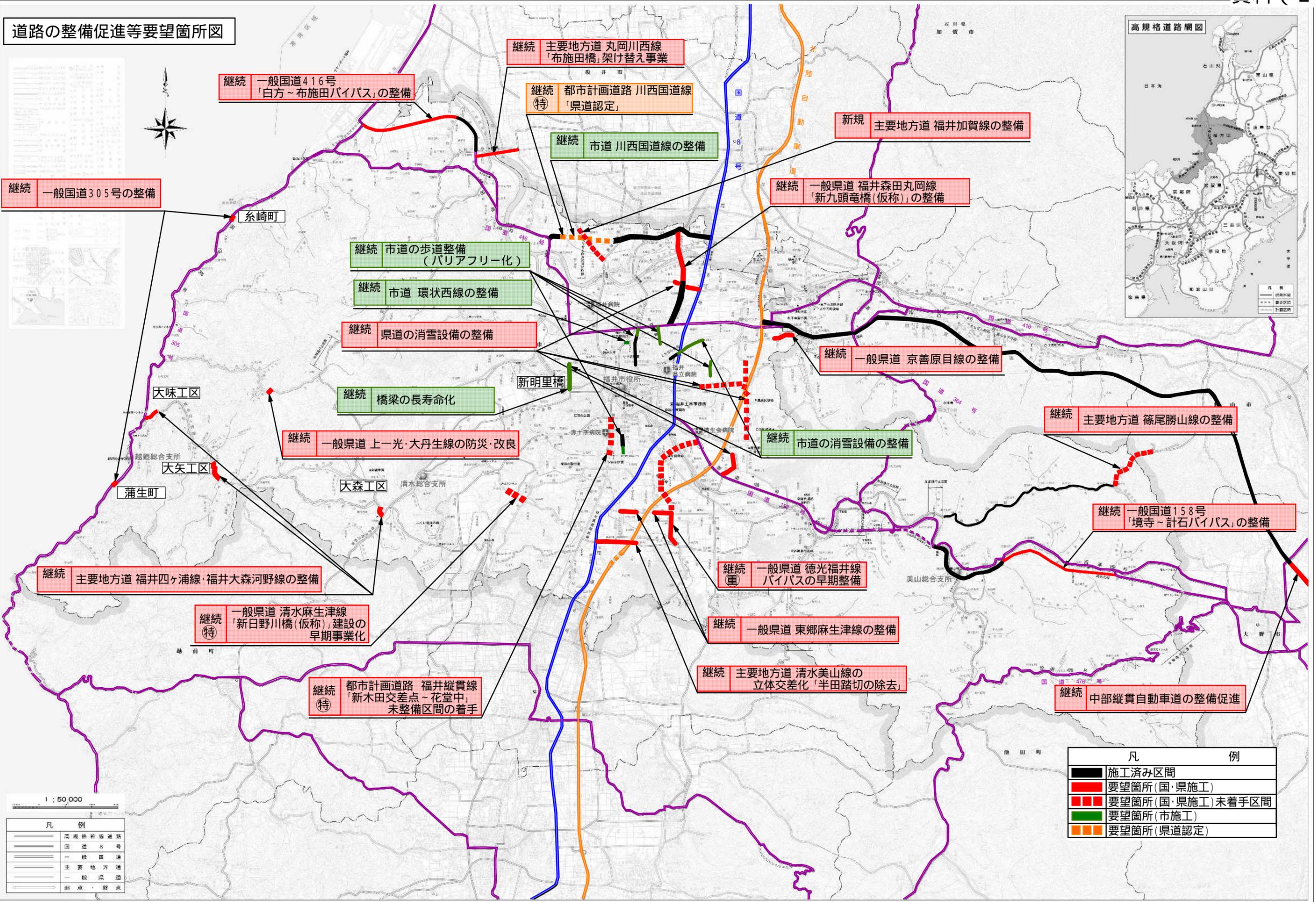


(凡例)

- R4年度新規要望地区
- R3年度継続地区



道路の整備促進等要望箇所図



継続 一般国道305号の整備

継続 一般国道416号
「白方～布施田バイパス」の整備

継続 主要地方道 丸岡川西線
「布施田橋、架け替え事業」

継続(特) 都市計画道路 川西国道線
「県道認定」

継続 市道 川西国道線の整備

新規 主要地方道 福井加賀線の整備

継続 一般県道 福井森田丸岡線
「新九頭竜橋(仮称)」の整備

継続 市道の歩道整備
(バリアフリー化)

継続 市道 環状西線の整備

継続 県道の消雪設備の整備

継続 橋梁の長寿命化

継続 一般県道 上-光・大丹生線の防災・改良

継続 一般県道 京善原目線の整備

継続 主要地方道 篠尾勝山線の整備

継続 一般国道158号
「境寺～計石バイパス」の整備

継続 主要地方道 福井四ヶ浦線・福井大森河野線の整備

継続(特) 一般県道 清水麻生津線
「新日野川橋(仮称)」建設の
早期事業化

継続(重) 一般県道 徳光福井線
バイパスの早期整備

継続 一般県道 東郷麻生津線の整備

継続(特) 都市計画道路 福井縦貫線
「新木田交差点～花堂中」
未整備区間の着手

継続 主要地方道 清水美山線の
立体交差化「半田踏切の除去」

継続 中部縦貫自動車道の整備促進

1 : 50,000

凡 例	
	高規格幹線道路
	国道8号
	一般国道
	主要地方道
	一般県道
	起点・終点

凡 例	
	施工済み区間
	要望箇所(国・県施工)
	要望箇所(国・県施工)未着手区間
	要望箇所(市施工)
	要望箇所(県道認定)

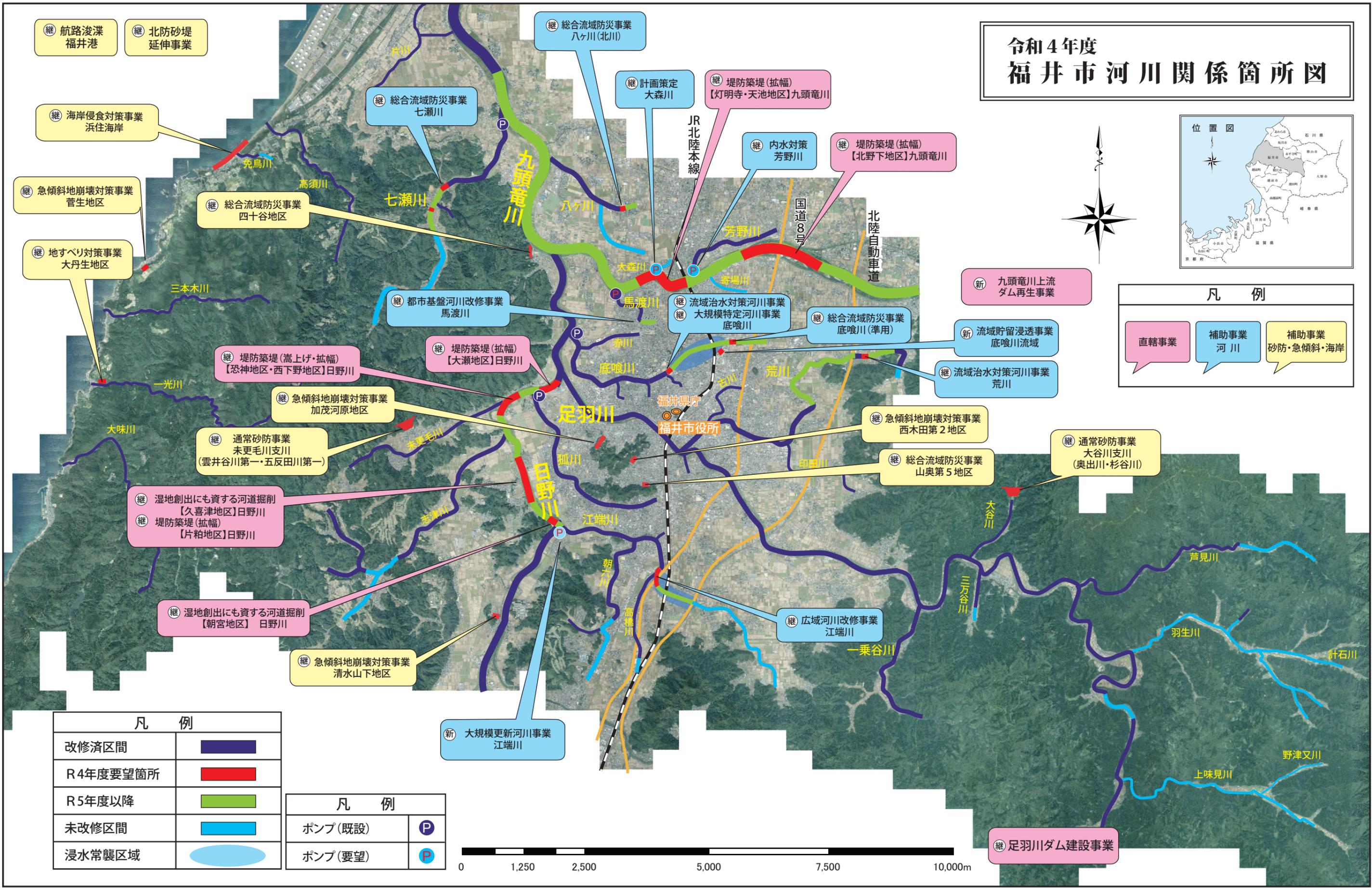
本図は、国土交通省の提供によるもので、正確性を保証するものではありません。また、本図は、印刷用であり、電子版とは異なる場合があります。

令和4年度 福井市河川関係箇所図



凡例

直轄事業	補助事業 河川	補助事業 砂防・急傾斜・海岸
------	------------	-------------------



凡例

改修済区間	■
R4年度要望箇所	■
R5年度以降	■
未改修区間	■
浸水常襲区域	○

凡例

ポンプ(既設)	Ⓟ
ポンプ(要望)	Ⓟ

